

1. 件名：「伊方発電所 1、2号炉廃止措置計画変更認可申請及び伊方発電所保安規定変更認可申請に係る事業者ヒアリング」

2. 日時：令和4年6月17日（金） 13時30分～16時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門

戸ヶ崎安全規制調整官※、塚部管理官補佐、福原安全審査専門職、

宮嶋安全審査官、藤川安全審査官※

四国電力株式会社

原子力本部 原子力部

廃止措置グループ グループリーダー 他10名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・伊方発電所 1号炉及び2号炉の廃止措置計画変更に係る申請の概要について（審査会合における指摘事項の回答）
- ・伊方発電所 1号炉海水ポンプ廃止に伴う2号炉海水ポンプによる海水供給について<補足説明資料>
- ・伊方発電所 2号炉使用済燃料輸送容器への漏えい燃料の収納に係る影響評価について<補足説明資料>
- ・伊方発電所 1号及び2号炉解体工事準備期間中における原子炉補助建家換気設備の運用について<補足説明資料>
- ・伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について
- ・伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書審査資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の宮嶋です。ただいまより四国電力伊方発電所保安規定の変更認可申請について及び、いい方 12 号の廃止措置計画の変更認可申請について、
0:00:13	ヒアリングを開始いたします。四国電力からの説明お願いいたします。
0:00:20	はい。四国電力、原子力部フルタニでございます。それでは廃止措置計画変更に関わる申請の概要について、審査会合における指摘事項の回答。
0:00:33	に関するご説明をさせていただきます。
0:00:36	説明の方は、資料 1-1、
0:00:42	概要を記載しておりますのでこちらの資料で、コメント、指摘事項の回答をさせていただきます。
0:00:52	資料 1-1、目次をめぐっていただきまして、
0:00:58	先日 5 月 26 日の審査会合において指摘事項、
0:01:04	ナンバー1 から 6 の六つ。
0:01:07	がございました。
0:01:09	こちらの内容についてですね、土肥。
0:01:13	一番から順に説明させていただきます。
0:01:18	ページ番号 1 ページ目をお願いいたします。
0:01:24	指摘事項のナンバー1 といたしまして、2 号炉海水ポンプを 1 号炉等の共用設備として整理することについて再検討することという、
0:01:36	指摘をいただいております。
0:01:39	回答についてはですね、下に記載しています通り、
0:01:43	2 号炉海水ポンプの供給先にH号炉が追加となるため、2 号炉海水ポンプを 1 号炉及び 2 号炉の共用設備として、
0:01:53	維持管理することを廃止措置計画本文の中に記載し明確化することといたします。
0:02:01	また性能維持施設への海水供給、
0:02:05	をするために必要な負荷に対して十分な容量を確保できる設計であることを追記いたします。
0:02:13	下の表が
0:02:16	修正案でございますので表の上がは現状の申請書の記載です。
0:02:23	下側の修正案で赤字で示しているのが、修正箇所でございます、海水ポンプの横にですね※2 と打ちまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:35	こちらこの2の注釈はもともとあったんですが共用施設として維持管理すると。
0:02:41	いうことを明確化しております。
0:02:44	既許認可通りというところに※3打ちまして、
0:02:50	現状記載では1号炉か海水浴先に含むというところで、記載だけでしたが、
0:02:59	牧局、許認可通りのところに1号炉を含むこととして必要な負荷に対して十分な容量を確保できる設計であるということを目、追記いたしました。
0:03:11	2ページ目をお願いいたします。
0:03:17	共用設備とすることによって安全性を損なわないことについては、
0:03:25	設置許可基準規則等の要求を参考にして下の表の通り整理しております。
0:03:31	こちらの説明についてはですね、前回審査会合でも安全性を損なわないことの説明として、補足説明資料に入れていたものですが、そちらの説明を
0:03:45	回答、ここの回答としてつい記載しております。
0:03:51	で、説明といたしましては右側の方にですね二つポツがありまして、まず一つ目のポツで、電動弁での隔離が可能であって物理的に分離できる設計、
0:04:05	とするということを確認しております。
0:04:10	二つ目のポツで設計流量を十分下回る設計とすることで、2号炉の
0:04:19	海水、2号炉の性能維持施設、こちら左下の概略系統図で示しておりますが、そちらの非常用DGや原子炉補機冷却水冷却器、
0:04:32	こちらの性能維持施設への海水供給の性能に影響がないと、いうことを記載してございます。
0:04:43	次に3ページ目をお願いいたします。
0:04:47	こちら指摘事項の回答の二つ、ナンバー2になりますが、
0:04:53	協賛ドレンポンプ廃止に伴う協賛ドレンの処理方法の運用変更について説明することということの指摘をいただいております。
0:05:06	回答といたしましては1号炉海水ポンプ廃止に、
0:05:10	伴いまして
0:05:12	協賛ドレンポンプ、
0:05:14	こちら軸0軸受けの冷却水がなくなりますので、こちらも廃止いたしまして、協賛ドレンの処理方法については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:24	人の手を返して直接ドラム缶に廃液を投入する運用に変更するものでございます。
0:05:31	下の図にですね変更前と変更後、期の概略図を記載しております。
0:05:39	こちらのカー粹で囲んだ箇所が運用変更箇所でございます。変更前のところで協賛ドレンタンクからポンプを用いてドラム缶の方に輸送していたところを、
0:05:54	協賛ドレンポンプを廃止いたしまして、耐薬品性の運搬用密閉容器を用いて人の手によりドラム缶へ運搬して廃液を投入すると。
0:06:06	このような運用に変更するものです。
0:06:11	安全性への影響を下に記載してございます。
0:06:16	協賛ドレンについては放射化学室です。
0:06:23	この容器、放射化学室で容器から進行度へドレンする際に中和処理をまずしております。
0:06:33	そして協賛ドレンタンクからの抜き取り時や運搬時には
0:06:38	運搬用の密閉容器を用いて漏えい防止を図るとともに、作業員については経フェイスシールド等を着用して汚染防止対策を講じることで、
0:06:49	安全性は確保できるというものになっております。
0:06:54	またですね、
0:06:57	これまでも協賛ドレンタンク点検時等において
0:07:03	協賛ドレンタンク内の底部の残水については、このような運搬を密閉容器で受けて人の手で直接ドラム缶に廃液を投入して固型化した実績がある。
0:07:14	実績があるような手順でございますので安全性に問題ないことを確認しております。
0:07:24	続きまして4ページ目をお願いいたします。
0:07:30	こちら指摘事項の三つ目になりますが、1号炉の廃液蒸発装置廃止に伴い、廃液の発生量処理量の観点で問題ないことを説明することというコメントをいただいております。
0:07:50	回答についてですが、まず運転段階では廃液発生量考慮いたしまして1号炉側と2号炉側にそれぞれ1基ずつ、合計2基、
0:08:01	廃液蒸発装置を設置してございます。
0:08:05	廃止措置段階では
0:08:09	つき故障時、
0:08:10	においては処理量を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:17	1号、2号炉共用である。
0:08:20	2基のうち、
0:08:22	廃止措置における放射性気体廃棄物の処理に必要な1基を維持管理することとして、当初から廃止措置計画に維持台数は1基ということで申請しております。
0:08:37	5ページ目をお願いいたします。
0:08:41	こちらが処理量と発生量の関係について説明したものです。
0:08:48	12号炉廃液蒸発諸装置の処理実績を下の表に示しております。
0:08:54	第一段階では、設備点検時の系統ブローや機器ドレン等を処理しております、12号炉の廃液、
0:09:05	蒸発装置合計で年間20日程度の運転日数で処理しています。
0:09:11	なお書きで書いておりますが
0:09:15	各ゴールをいずれか1基のみで運転しております、2基同時に運転したというような実績はございません。
0:09:23	今後ですね第二段階以降について、
0:09:26	解体に着手していきますが、解体に伴って発生する廃液は、先ほどの設備点検時と同様の
0:09:36	廃液でございます、これまでの処理実績から大きく増加することはないと考えています。
0:09:43	将来的に大量に発生する廃液として使用済み燃料ピットや、燃料取替用水タンク、
0:09:50	等に貯蔵されている水の処理が想定されますが、
0:09:55	貯蔵水量が1号炉合計で6000t程度でありまして、
0:10:02	今後ですね1号炉の廃液蒸発装置を廃止したとしても、
0:10:07	2号炉の廃液蒸発装置を使用してこれまでの処理実績をベースに年間30日制度、
0:10:14	これはこれまでの処理実績や機器の点検等の
0:10:20	停止する期間も考慮した、ある程度余裕を持ったペースでやったとしてもですね。
0:10:27	40年という廃止措置工程に影響するものではないということを考えております。
0:10:35	以上よりですねこれまでの実績や処理見込みを考慮しても、廃止措置計画にもととの記載している維持台数である1基を
0:10:47	維持管理することで今後の廃棄処理が可能と判断したことから、1号炉の廃液蒸発装置を廃止することとしたものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:00	6 ページ目のナンバー4 からですね燃料関係になりますので、ちょっと燃料の担当者から説明いたします。
0:11:14	四国電力大矢です。
0:11:17	右下 6 ページのナンバー4 のところから説明いたします。
0:11:22	ご指摘事項ということで、漏えい燃料の構内輸送時における臨界評価及び遮へい評価について、評価の代表性や保守性の説明を拡充することということで回答いたします。
0:11:35	漏えい燃料の構内輸送時における臨界評価及び遮へい評価につきましては、各評価の代表性及び保守性を、下の表の通り整理してございます。
0:11:48	これらの、
0:11:49	代表性と保守性につきましては、使用済み燃料輸送容器に係る補足説明資料において説明することとしまして、当該資料への記載を今回充実化してございます。
0:12:02	下の表をご覧ください。
0:12:04	まず臨界評価の代表性及び保守性についてですが、
0:12:09	漏えい燃料 3 体につきまして、初期濃縮度の高い濃縮度 4.2%の新燃料として評価してございます。
0:12:17	また、同位燃料のそれぞれの燃料を 1 本破損し、すべてのペレットは脱落する影響も考慮してます。
0:12:24	なお、漏えい燃料を判定できておりません燃料につきましては、実効増倍率が最大となる漏えい燃料 51 としてございます。
0:12:34	また、脱落した燃料棒三本分のペレットを未照射とし、実効増倍率が最大となるモデル化をしてございます。
0:12:43	続きまして遮へい評価についてです。
0:12:46	こちらにつきましては、漏えい燃料 3 体について、通常燃料と同様に、平均燃焼度を制限燃焼度としまして、
0:12:55	冷却期間を、燃料収納条件におけます最短の期間として評価してございます。
0:13:01	また、漏えい燃料のそれぞれの燃料棒 1 本が破損し、すべてのペレットが脱落することを想定しまして、脱落した燃料棒三本分のペレットからの寄与を通常燃料 14 体からの、
0:13:14	基本に足し合わせて評価してございます。
0:13:17	なお、脱落した燃料棒三本のペレットは、平均燃焼度制限燃焼度。
0:13:22	冷却期間を、燃料の収納条件において最短期間としまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:27	線量当量率が最大となるよう、輸送容器内の位置を考慮してモデル化してございます。
0:13:35	続きまして右下 7 ページをご覧ください。
0:13:40	漏えい燃料の輸送につきまして、臨界防止機能と放射性、
0:13:45	放射線遮へい機能に係る評価への影響につきましては、
0:13:48	廃措置計画に反映することとしてございます。
0:13:52	下の表に、
0:13:53	反映の例を示してございます。
0:13:58	表の使用済み燃料輸送容器の吹き位置構造及び設備のところの記載に、
0:14:04	漏えい燃料を輸送できる設計とするという記載がありまして、ここを今回、説明を補強するというので、注釈 3 番を追加でつけております。
0:14:17	読み上げますと、漏えい燃料を収納する際の燃料の収納条件に追加するとともに、
0:14:23	漏えい燃料の収納により、既許認可への影響が考えられる、臨界防止機能及び放射性線遮へい機能に係る評価において、
0:14:33	漏えい燃料の影響を保守的に考慮しても、既許認可評価に包絡されるように設計するというので、こちらを今回、廃止措置計画の方で明確化してございます。
0:14:46	続きまして、右下 8 ページをご覧ください。
0:14:52	こちらは、ナンバー 5 のご指摘事項ということで、漏えい燃料に生じた貫通孔がピンホール等であることについて、記載の拡充を図ることということで、
0:15:03	回答いたします。
0:15:05	まず、漏えい燃料 3 体のうち、D08 及び 48 につきましては、燃料棒調査、粒子調査により、漏えい燃料を特定しており、
0:15:16	当該燃料棒について、ファイバースコープによる調査を、
0:15:20	実施してございます。調査の結果、調査範囲内においては、貫通孔は確認してございません。
0:15:28	どういう燃料の S03 につきましては、結城調査では漏えい燃料棒と判定できるほどの明確な超音波の減衰は認められておらず、
0:15:38	また、ファイバースコープによる調査におきましても、調査範囲内において、貫通孔は確認してございません。
0:15:46	これらのファイバースコープの調査は、50 マイクロメートルの大きさから検知可能な仕様の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:53	機器を使用してございまして、
0:15:55	このような機器を用いても貫通孔が確認できない程度の、
0:16:01	漏えい燃料 3 体の貫通孔は、議長の貫通孔、
0:16:05	ピンホール等であると判断してございまして、
0:16:09	通常、
0:16:10	の使用済み燃料と同様に取り扱うことができると判断してございます。
0:16:22	説明者が変わりまして四国電力の井戸でございます。それではお手元の資料右下 9 ページの審査会合における指摘事項 No. 6 でございます。補助建屋、原子炉補助建屋排気ファンの運転台数、
0:16:36	2 台と 1 台の場合の運用方法について説明することというご指摘事項に対する回答をいたします。
0:16:43	回答につきましては、下に記載しております通り、原子炉補助建屋排気ファンの運用の考え方につきましては、下表にまとめております通り、放射線粉じんが発生する可能性がある作業を超えた場合につきましては運転台数を 2 台といたしまして、
0:16:58	それ以外の状況につきましては 1 台運転とするということで考えてございます。こちらにつきましては別途社内規定等に反映をいたします。
0:17:07	なお補助建屋排気は 1 台運転としたとしても、原子炉補助建屋内を負圧に維持できることが可能であると。
0:17:15	ということでございます。以上 5 月 26 日審査会合における指摘事項についての回答となります。
0:17:31	四国電力古谷です
0:17:35	資料 1-1 の説明は以上でございまして回答、記載している内容については資料 1-2 から 1-4、こちらの補足説明資料の方に、
0:17:46	反映させていただいております。四国電力からの説明は以上です。
0:17:53	はい。
0:17:54	ありがとうございます規制庁福原です。
0:17:58	それでは規制庁の方から何点か確認をします。
0:18:04	まず初めに私の方からですね資料の、
0:18:10	1-2。
0:18:11	の 12 ページから、
0:18:15	にします。
0:18:17	資料 1-2 の 12 ページ。
0:18:20	2、
0:18:22	共産ドレンポンプ廃止に伴うということが書かれてあると思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:28	で、まず、事実確認なんですけれども、
0:18:31	12 ページの真ん中より下の両括弧 3 番の放射エネルギーのところ。
0:18:38	分析対象資料によるが、放射エネルギーは高くなく、
0:18:43	という記載があるんですけれども、
0:18:45	これ具体的にその定量的にどれぐらいとか、
0:18:50	少し状況がわかるように、具体的に説明いただけますか。
0:18:55	四国電力の越智です。とか、ご回答の方させていただきます。この放射エネルギーが高くなくというところですけどこちらの 1 年以降に発生した協賛ドレンのドラム缶の方から放射エネルギーの方、確認したところ
0:19:10	高いもので、これ切り取るあたりで換算すると 4×10^{-3} 乗ベクレルであったと、いうところでこんなで高くなったという表現をさせていただいたかといいますと、
0:19:21	実用炉規則 134 条の運用、これ訓令ですかね、その運用についてという、
0:19:27	ところで記載されているのがあの日報告の対象で微量に漏えいした時というのがあるって、その閾値が 3.7×10^{-6} 乗ベクレルであって、
0:19:39	そこからすると、この今日先ほど言った 4×10^{-3} 乗ベクレル、1 リットルあたりだと、900 リットル相当に
0:19:46	当たるというところで、協賛ドレンタンクの容量が約 1 度程度。
0:19:52	だって付保どこが比較すると定性的に放射エネルギーが高くなる、高くなくというところで表現させていただいてるというような状況になっております。回答になってますでしょうか。以上です。
0:20:06	はい、規制庁フクハラです高い高くての、1 リットル当たり 4 掛け 10 の 3 乗ベクレル。
0:20:13	ということですよ。はい。
0:20:15	示しました。
0:20:20	あとフクハラの方から何点かあるんですけれども、
0:20:27	14 ページ同じ資料 1-2 の 14 ページなんですけれども、
0:20:33	14 ページに、
0:20:34	絵があります。右側の絵は、
0:20:38	ドラム、共産ドレン短くうから廃液を、
0:20:45	人の手でドラム
0:20:47	監視詰室またはベイラ室に運びますよということで、
0:20:51	これ
0:20:53	放射化学室のシンク、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:57	から何か直接、
0:21:00	32メートルに運ぶことはできますか、ごめんなさいちょっとその前に前提として、
0:21:06	人の手で運ぶことに対して、
0:21:10	悪いとか駄目だとかっていう、
0:21:12	つもりは全くないんです。なくて、ただ、安全とコストのバランスかなと思っただけというのでは、
0:21:22	漁船共産ドレンポンプがあってそれで自動で、32メートルまで上げる方が安全は安全ですよと、一方で、海水ポンプを廃止するというので、そこを、
0:21:35	ポンプを止めて人の手で運びますよ。人の手で運ぶとなると、途中でこぼしたり、階段でつまずいたりってようなこともある可能性もあるんで、
0:21:45	運ぶ人の安全を優先的に考えた上で、
0:21:49	の上での質問なんですけども、
0:21:55	化学室から直接 32メートルまで上げることはできますかというちょっと言い方変えると協賛ドレンタンクになぜ持ってくるんでしょうか。
0:22:07	四国電力の越智です。このところご回答の方をさせていただきます。です。ね。まだ1回当たり
0:22:15	降下する量というのが大体 100リットル当たりでこれも1度に、一気に100リットルたまるわけじゃなくて想像する必要があるというところで、その貯蔵として必要なのがキョウタンドレンタンクというところで、
0:22:28	そこに1回落としてるというところになっております。
0:22:34	言っても、そこで、
0:22:36	32メートルに直接持っていけないのかというこちら、今のところ系統的に、直接繋がっているものがないので
0:22:45	今のところ考えているのがその人の手で運ぶというところでただ、仰られ安全性に問題ないのかというところでちょっとこのところでは、
0:22:56	具体的に13ページの記載はしないで大体作業時間も
0:23:01	普及でやると運搬時間したら1時間程度というところで
0:23:06	そこまで時間も長なくて被ばくのリスクも低いというところでこの作業も妥当というふうに考えております。以上です。
0:23:15	はい。規制庁福原です。了解しました後、
0:23:18	この作業自体は大体どれぐらいの期間、何年間ぐらい通公文ののでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:35	四国電力の沖です。ちょっと化学分析というものがあるので一概にちょっとまっすぐ、何、いつまで続くかというのちょっと膨大ぐらい。
0:23:46	ところなんですけどはい。大体 1112 ページに記載してる通り第 1 年間で 300 リットル発生するところがあるんですけど今主に発生してるのは入るときの汚染状況調査というところでの分析で、
0:24:02	発生してるのが主になっておりまして、こちらがあと数年したらその調査が終わってきて
0:24:08	発生量の方は減っていくというところがわかっている頻度としては、この作業の日が少なくなっていくというところはちょっと誤解するのはできませんけどちょっと 1 点までというのはちょっと今、ちょっとお答えしかねます以上です。
0:24:21	はい。規制庁福原です。
0:24:23	すいません先ほどその汚染状況調査によって、科学的な分析が必要になってますよということなんですけども、
0:24:32	汚染状況調査、
0:24:35	というのは具体的にどういう作業。
0:24:38	をされてますか。
0:24:41	四国電力の時、とですねこちらの発電所の笥鳥羽がどのように汚染されてるのかっていうのを確認するようなところ核種がどのようにあるのかっていうのを確認するもので、
0:24:53	パッケージの金属だったりそこら辺をサンプリングして分析するとそんな時に分析する際にその 3 を用いるのでそれで発生してるというのが協賛ドレン。
0:25:04	というふうになっております。以上です。
0:25:08	調布からですサンプリングの水を取ってるってことでしょうか。
0:25:14	壬生というか何ていうんでしょう系統の金金属とかだったり、そういう、
0:25:21	そういう金属っていうんですかね系統のものをとって、機器とかを取って機器の一部を取って分析してるというものです。
0:25:31	規制庁福原ですけどもすいませんちょっとこの辺明るくなくて、機器の一部をサンプリングしてる要は金属を微量にとってるとかそういう話ですか。
0:25:51	四国電力の小西と申します。汚染状況調査についてですね放射化学分析ということで、今後出てくるクリアランスとか、
0:26:02	その辺の放射能の評価においてですね、必要な
0:26:08	放射性核種分析っていうのを実施しておりまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:12	実際に配管とか機器、機器がどのような汚染をしているかという核種組成を確認するために、放射化学分析っていうのを、
0:26:23	いうので続けているということで、そういう測定で使ってるさんとかが出てきているという状況です。以上です。
0:26:34	はい規制庁フクハラですとりあえず承知しました。
0:26:41	ちょっと続けまして私の方から、
0:26:45	あとですね、
0:26:49	同じところろうの資料 1-2 の、
0:26:53	14 ページのですね、先ほど説明いただいた、
0:26:59	パワーポイント資料 1-1 ですね資料 1-1 の、
0:27:03	3 ページ。
0:27:04	になるんですけども、
0:27:09	三瓶Gの下の方の変更後、
0:27:14	の一番右側に、
0:27:17	これ真空ポンプ、
0:27:19	なのかなあという。
0:27:22	絵があるんですけども、
0:27:25	3 ページには、一方で、
0:27:28	資料 1-2 の、
0:27:31	14 ページの方には、
0:27:33	真空ポンプの絵はないん。
0:27:35	ですがこの真空ポンプ自体は、
0:27:39	あるんですよ。
0:27:44	四国電力オチすみませんちょっと、
0:27:47	こっちの方が、14 ページの方が抜けてるようなイメージなんで実際、これを解体スルーとか廃止するわけではなくてこの真空ポンプはあるような状態になっております。
0:27:59	この 3 ページパワーポイントの 3 ページの下の方にもちょっと機械の方はさしていただいてまして
0:28:05	この負荷当時についても今後も使用する、
0:28:09	ため性能維持施設のままであるというところでちょっと記載の方はしております。
0:28:13	以上です。
0:28:14	はい。荘司しました
0:28:17	この固化装置自体はですね資料 1-2 の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:22	9 ページに系統図というかフローがあるんですけども、
0:28:27	9 ページの方に、
0:28:31	アスファルト固化セメント固化って書いてて、
0:28:36	今回、パフォから来る分とかと、あと、洗浄排水蒸発装置とか濃縮廃液
0:28:43	8トンなんだ、脱塩塔の方からも来るのかな幾つかくるパスがあって、このドラム詰め装置自体がまだ生きてる。
0:28:52	ということですよ。それに付随している真空ポンプ門馬できてるよってということですよ。
0:28:58	四国電力越智でその理解で間違いではありません。
0:29:05	はい。規制庁福原です。了解しました。
0:29:12	とりあえず、フクハラの方からは以上ですけども規制庁ないからお願いします。
0:29:26	私からちょっといいですか。
0:29:29	規制庁のトガサキですけど、聞こえてますか。
0:29:34	はい規制庁のフクハラが超えています。
0:29:38	ちょっと先ほど、
0:29:43	それで9時が来てます。
0:29:48	説明資料の12ページの、
0:29:53	一応ツアー2ポツ(3)の放射エネルギーのご説明があったんですけど、これ報告くうの農道との比較を説明されたんですけど、
0:30:06	技術スケジュール設工認とかのその技術基準規則の
0:30:11	39条の、
0:30:15	39条も、
0:30:18	第1項第5号、
0:30:21	の
0:30:22	液体状の放射性廃棄物、
0:30:25	これはだから、液体の場合は37キロベクレルパー。
0:30:31	立方センチメートル以上のものを、
0:30:34	今該当しないっていう説明が必要なんじゃないかと思うんですけど。
0:30:39	これ、
0:30:42	技術基準の
0:30:45	液体廃棄物には該当しないというふうに考えてよろしいですか。
0:31:05	四国電力オチすみませんちょっと技術基準の観点からちょっと先にちょっと確認ができてないところありますと、そこをちょっと確認をさせていただければと思います。すいません以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:15	もともとの
0:31:18	この行セント練炭とか、この系統ですね。
0:31:23	ていうのはこの設工認上を、この技術基準でいうと、先ほどの液体状の放射性廃棄物の、
0:31:33	対象になってたのかなってなかったのかっていうのをまず確認したいのと、それで対象になってる場合はその技術基準にいろいろ、
0:31:43	その容器に関する要求事項とか、あとそれが
0:31:49	漏れた場合の汚染拡大の、その支社の床見んの基準とかですねいろんな基準がかかってくるので、
0:31:57	それにかかった
0:31:59	今までの運転してるときに、そういう要求条項がかかって7日であまりかかってないんであれば、
0:32:08	今回運用で対応するっていうことなんと思うんですけど、それで問題ないのかっていうところをちゃんと整理したかったので、
0:32:16	それをちょっと確認してもらいたと思います。
0:32:25	四国電力越智です。一応、一部だけご回答をさせていただきますと一応、本設備、協賛ドレンタンク自体は1号の購入設備にはなっております。あと、そのあとおっしゃられた技術基準的な観点でちょっと
0:32:41	どういうふうにかかれてるかっていうところがちょっとまだ整理の方入ってないのでそこはちょっと整理して提示の方させていただければと思います。以上です。
0:32:50	規制庁の藤関ですそうすると、この
0:32:54	設工認の対象になってたっていうことはそういう、濃度が高いものも扱う可能性があったという。
0:33:04	ことなんですかねそれで、先ほどの時濃度を、
0:33:09	4×10^{-3} 、3乗ベクレルパーリッターというのは、実績としてはそれぐらいしかないということなのか。
0:33:16	ちょっとそこら辺の整理もちょっと確認したいと思います。
0:33:22	四国電力オチ、先ほどと私が申し上げましたように、 4×10^{-3} 乗ベクレルのパーリットルっていうの実績の話の方させていただいたものになります。
0:33:35	それと設計上の許認可上の考え方等の関係ですね。
0:33:41	それをちょっと確認したいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:45	四国電力、あそこの確認のところこちらの確認してまたちょっと次回以降ちょっと提示の方させていただければと思います。以上です。規制庁のトガサキです。要は、
0:33:57	現状の設備が、こういう設工認の技術基準上要求事項がいろいろあって、例えばその容器とか、
0:34:08	石をちゃんとつくるのかですね、床面の塗装の基準とかいろいろありますので、
0:34:14	それーに、
0:34:16	水曜規模は、
0:34:20	要求されてたものであるのか。
0:34:23	それを今度設備対応じゃなくて運用対応にして、同等の対応がとれるのかっていうのをちょっと確認したかったので、その整理をお願いします。
0:34:34	四国電力加来了解いたします。
0:34:38	あるべ。
0:34:41	あともう1個、
0:34:44	ちょっとこれも確認なんですけど先ほどの固化装置の真空ポンプ、先ほどありますっていう話があったんですけど、こちらのそのポンプの方には、やはり
0:34:56	海津飯野季冷却っていうのは必要ないということよろしいですか。
0:35:05	小椋。
0:35:06	中国電力を通じて、そこを海水ポンプの冷却関係ないんで引き続き使用可能になっております。以上です。
0:35:14	規制庁のトガサキですそれは空冷か何かで冷やせるんですか。
0:35:23	主、
0:35:24	四国電力古谷です。
0:35:26	ちょっとこの真空ポンプの
0:35:29	型式絵とかを確認、まだ回答できないのでですねちょっと、
0:35:37	うん。
0:35:38	確認してはい回答したいと思います
0:35:41	少なくとも協賛ドレンポンプのようにですね。
0:35:44	海水ポンプを介した原子炉補機冷却水
0:35:49	ん実行系の冷却が必要なものではございませんので、はい。こちらの真空ポンプは引き続き使用するというごさいます。
0:36:00	はい、わかりました。
0:36:02	私からは以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:14	すいません規制庁ツカベですけどちょっと私も、
0:36:17	禁止したいのはその、
0:36:20	そもそもの話なんですけど今回
0:36:23	今日サンド連邦廃止するというのはもともとは、
0:36:28	1号の本海水ポンプを止めるためだったかと思うんですけど、
0:36:33	引き続き
0:36:36	オペレーション自身はあるので当該ポンプを生かしておくというオプションも、
0:36:41	当然あったかと思うんですけどこちらを
0:36:45	機としてはやめて、人力でされるという、
0:36:50	判断に至った理由を教えてくださいませんか。
0:36:57	四国電力の越智です。ですねちょっと先ほど少し見たような話だったかもしれないその今後の発生日、発表であったり、
0:37:08	設備を、今後設備をつけた方がいいのかとかいうところ合理化とかいろいろ観点から整理した結果人力で対応することが良いというふうに判断したため
0:37:19	協賛ドレンポンプを配置して室の手で、今後は処理の固化処理のほうを行っていくというふうな運用を、の変更を考えておるというものです。以上です。
0:37:34	規制庁高部です。そういう意味で現状、
0:37:38	このまま維持するのが、
0:37:40	一番コストとしてもかからないように思ったんですけど、そういうことではないということですか。
0:37:51	四国電力古谷です。
0:37:55	これですね現状のまま共産ドレンポンプを維持すると。
0:37:59	結局、1号機の原子炉補機冷却水系等です。これを、
0:38:05	廃止できなくて1号の海水ポンプも廃止できないということになってそれーらの方が、
0:38:13	このポンプに付随する周辺の附帯設備、これらすべて維持していく必要が、
0:38:19	ある、ありますのでその維持費用というのはかなりかかると。協賛ドレンポンプは残すという意味だけで考えれば
0:38:30	それがコストはかからないんですけどちょっとそういう、
0:38:35	ところがあります。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:39	はい、わかりました。私は、今回 2 号炉から海水を 1 号に持って行くので、
0:38:45	それで必然的にそこにも、系統として、
0:38:49	行くんじゃないかと思っていたんですがそうではなくて、とうとう外、
0:38:54	共産ドレンポンプのところは少し違うところに繋がるという、
0:39:00	理解すればよろしいですか。
0:39:05	そうですね
0:39:07	投資し、同じ資料 1-2 の
0:39:12	5 ページ目、
0:39:14	見ていただきますと、
0:39:18	5 ページ目。
0:39:21	じゃなくてですねすみません 2 ページ目ですねこれ。
0:39:27	2 ページ目のところで、
0:39:33	1 号機のコントロールタワー空調冷凍機、こちらだけを生かして、
0:39:39	先ほどの、
0:39:41	5 ページ目にある系統図の 2 号炉の海水ポンプからこの 1 号炉のコントロールタワー空中冷凍機へのみに供給するという工事でございます。
0:39:53	それで
0:39:55	協賛ドレンポンプを生かすとなると 2 ページ目の
0:40:01	図ですね、× 廃止としている原子炉補機冷却水冷却器と書いておりましたその先に、一次系各補機の冷却へと、
0:40:11	矢印がありますが、こちらの先に協賛ドレンポンプがありますので、決起、ここの原子炉補機冷却水系等、
0:40:22	すべてを生かしておかないといけなくなるというところがありましたので
0:40:28	共産労連ポンプを廃止して運用を変更するということを判断したものでございます。以上です。
0:40:37	はい。規制庁ツカベです。
0:40:39	よくわかりました。あと、資料の 1-2 の、
0:40:43	9 ページ目のところでちょっとお伺いしたいのが、今回の
0:40:48	先ほどの話も若干関係するんですが、
0:40:52	協賛、
0:40:53	ドレンの処理系、9 ページ目の上の、
0:40:58	フローでいうと、
0:41:00	その共産ドレンの処理ラインっての、
0:41:04	これ、この通常は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:07	と。
0:41:08	描かれている。
0:41:10	ラインになるんでしょうか。
0:41:14	四国電力河内です。お答えをさせていただきますとですねこの9ページの図というのは設置、買取計画の図になるんですけどこれ設置許可のほうの図をもとに、
0:41:27	記載しているものでございまして、協賛ドレン関係が設置許可に記載されていない設備なんでこの図上には反映されていないという状況になっております。以上です。
0:41:42	はい。
0:41:43	一応、液体廃棄物の、
0:41:48	処理をする。
0:41:50	系統ではある。
0:41:53	系統ではないんですかね。
0:41:55	単純に独立した設備になるんですかね。
0:42:04	期待は維持。
0:42:06	これえ一つとですね廃液蒸発装置とかそういう洗浄排水装置が遠いので処理するようなものではなくてその発表者強酸通りについては
0:42:17	もう、
0:42:18	窓ドレンタンクに貯蔵をして基本的に直接で、
0:42:23	ドラム別硬化するというような状況になっております。以上です。
0:42:28	はい、わかりました。通常のラインではないので、こういうところには書いてなくて、保安規定では書いてありますと、
0:42:37	いうことで理解しました。
0:42:42	あと、衛藤今後の話として
0:42:45	引き続き使われるということだったんですが、
0:42:49	例えば放射化分析、
0:42:51	頭だけであれば、
0:42:53	1号ではなくて、ゴールの設備を使うという、
0:42:58	方法もあると思うんですけど、引き続き、
0:43:02	横井1号の、
0:43:05	分析すと、
0:43:07	使っていかれるという、
0:43:10	更新だということよろしいですか。
0:43:16	四国電力河内麻生おっしゃられる通りで、引き続き1号、1号の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:24	1号側のところで次、
0:43:28	QAと先ほどおっしゃられた
0:43:30	何でしたっけ1号のセメント固化装置についてはおっしゃられたということでもよろしかったでしょうか。すみません、ちょっと聞き漏らしてしまいました。はい。そうですね。そういう意味で、その協賛を使うような、
0:43:42	放射性物質を伴うたものに協賛を使うような、
0:43:47	作業を、その人力でやるというのは、
0:43:51	衛藤他号炉2号炉とかでも、
0:43:55	であれば、稟議ではなくできると思うんですけど、
0:43:59	それを引き続きの1号で、
0:44:03	この作業を続けられようとする。
0:44:06	されてるんでしょうかという質問でした。
0:44:11	遅刻で見越した質問の趣旨を理解いたします。
0:44:14	ですね今のところです後、この共産通りについてはちょっと他の廃棄上層違う他の系統のタンクにあったりという、移送のところがちょっとできないようなものになっておまして
0:44:27	今、考えているような協賛ドレンタンクで受けて、人事系処理する方法というのを考え、を考えております。以上です。
0:44:38	はい、わかりました。私から以上です。
0:44:47	規制庁福原ですけれども少し違うところの確認に移りたいと思います。
0:44:58	輸送容器の話になります。資料の1-1の7ページ。
0:45:08	資料1-1の7ページの今回追記いただいた赤の部分ですけれども、※3、
0:45:15	ここなんですけれども、修正してくださいとかってそういう話ではなくて、ちょっとその5回位してしまったところがあったというのを共有したいと思います。
0:45:26	資料1-1の7ページの※3赤字の部分の最後のところなんですけれども、
0:45:32	設計するという終わり方をしているので、
0:45:35	何か今回ですね、輸送容器を新たに設計スルーように思えてしまう。
0:45:41	言いました。で、なおかつ、今回はちょっと私の認識が間違っていたら指摘していただきたいんですけども、
0:45:50	ピンホールのある燃料3体を構内輸送しますよと。で、そのときに、ピンホールなんだけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:01	念のため臨界とか臨界評価とか、漏えいの評価をして、その結果、健全燃料として運べるよねっていう確認をし、
0:46:15	健全燃料運ぶ用の輸送容器を用いては、運びますと、輸送しますよっていう話の流れだったと思うので、ちょっとですねこの7ページに記載している。
0:46:26	設計するという表現に引っかかったというところですよ。
0:46:32	私の認識は合ってますでしょうか読んでさ。
0:46:40	四国電力大矢です。
0:46:42	はい。今、ご発言いただいたご認識であってございます。
0:46:48	今回設計するという事で記載させていただいてますけども、今回、
0:46:54	収納する燃料の燃焼度も、
0:46:58	燃焼度といいますか燃料の種類を制限したりしてるところありまして、そこで評価したという一連のところも含めて、設計という、
0:47:08	表現に、ここは記載させていただきました。ですので新たに要求作成するとそういうことではございませんので、
0:47:16	以上の通りご回答いたします。
0:47:21	はい。規制庁深田です評価も含めて、このような表現にしてるということですよ。
0:47:29	四国電力大矢ですその通りでございます。
0:47:33	はい。事実関係わかりました。
0:47:39	あとすいません、もう1点続けて私の方からですね、
0:47:44	輸送容器に関して、
0:47:47	今回ですね
0:47:50	保安規定に基づいて維持管理をやってきましたよっていうことが、
0:47:57	資料に記載されてたかと思えます。一方、今度、海水ポンプ2号の海水ポンプの話になるんですけども、
0:48:06	2号の海水ポンプを維持管理するために何か数されてることとか、維持管理するための基本的な考え方というのは、
0:48:18	何かありますか。
0:48:20	何かあるかっていうのは
0:48:22	保安規定に基づく維持管理をやってきたのか、その辺がもしわかれば教えてください。2号の海水ポンプについてです。
0:48:32	四国電力古谷です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:35	2号の海水ポンプについてはですね、性能維持施設という位置付けにしております。保安規定で言うところのですね第八章の施設管理ですね。
0:48:49	施設課施設管理対象として、
0:48:53	保安規定第2編のところ
0:48:56	性能維持施設、その他みずから定める設備等、あと、その他もろもろいろいろあるんですが、そういったところを、
0:49:06	施設管理、保守管理していくということで保安規定に記載しております。
0:49:12	ですので2号の海水ポンプについては、
0:49:16	これまでも今後もですね施設管理、
0:49:20	保安規定でいうと施設管理、社内の規定でいうと施設管理内規というものに基づきまして
0:49:30	メンテナンスですね保全とかあと定期事業者検査というもので維持管理していくという位置付けになっております。以上です。
0:49:41	はい、規制庁深田です承知しました。ちなみにその先ほどおっしゃっていただいたことはどこか資料がどっかにありますか。
0:49:50	記載が、
0:50:00	そうですね今の補足等には記載はございません。はい。
0:50:08	はい。
0:50:10	はい。規制庁深田です。事実は承知しました。
0:50:14	とりあえず私の方からは以上で、
0:50:20	はい、あとほかに規制庁側から市公文コメント等ありますか。
0:50:30	あ、規制庁ツカベですすいません。1点目がそのキャスクの件なんです
0:50:36	今回、豊4電さんとしては、
0:50:42	6個の漏えい燃料3体について、
0:50:47	運びますと。
0:50:49	いうことを、
0:50:51	ご説明されているという。
0:50:54	認識でよろしいですかちょっとわかりにくい質問でしょ。
0:50:58	ですが、一般で何でも運べますというところまで、
0:51:03	申請されているものではないという理解でよろしいでしょうか。
0:51:12	四国電力大矢です。
0:51:15	今ご質問し、していただいたコメントの回答でして、今回の評価、臨界評価や遮へい評価、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:26	行っておりますが今、2号に残されている。
0:51:29	漏えい燃料3体がございまして、実際にその3体を基あそこに定まった位置に収納して、
0:51:41	それで安全性を評価してございますので、
0:51:45	その
0:51:46	2号に実際残ってる3体を収納して、こんな輸送するという、
0:51:52	評価をしてございます。
0:51:55	ご質問のご回答になってますでしょうか。
0:51:58	衛藤主事として、質問の趣旨として、すいませんちょっとわかりにくかったんですけど、こんな同じような形で、今回のことをもって、
0:52:08	独行内装について、他の
0:52:12	漏えい燃料、
0:52:14	もう、
0:52:14	この輸送容器で、
0:52:17	運ばれ、こういうことができますというところまで、
0:52:21	主張されようとしているのかというところ。
0:52:24	聞きたかったんですよ。
0:52:29	四国電力大矢です。今のご質問につきましては、他の燃料について想定するものではございません。
0:52:37	1号のSFピットにも使用済み燃料残されておられませんので、もうあと構内輸送する。
0:52:45	12号機方の燃料はもう2号残り3体ですので、具体的にこの3体を構内輸送するときの評価としてございます。
0:52:58	規制庁高ですわかりました。あと、
0:53:02	あまり明示的に今まで理解、議論してないと思うんですけどそのクランプが、
0:53:07	脱落した燃料についても同じように、健全燃料として、
0:53:13	運べますというのも当然入ってますという理解でよろしいですね。
0:53:20	四国電力大屋です。はい。その通りでございます。健全燃料等、
0:53:25	同じ取り扱いで運べるということで、今回、資料に記載させていただいております。以上です。
0:53:32	はい、終わります。あと資料の1-3で、今回
0:53:38	前回保守性等も含めて説明してくださいというお話をさせていただいて、
0:53:44	と追記いただいているんですが、評価の中で
0:53:50	最大になるとか、最も高い位置とかですね、ちょっと定性的過ぎて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:58	何をもって最大としている、何を確認して、ここを最大としているかというのが、
0:54:04	少しちょっと足りていないかなと思ってまして、例えば何パターンかやって、
0:54:13	やってみたとかですね。
0:54:17	あとはその、
0:54:19	数千違うところだと。
0:54:21	どうなんだとか。
0:54:23	と、最もの、
0:54:26	意味するところがちょっと説明として、
0:54:29	足りていないと思いますので、そのどういうことを確認されてここが、
0:54:36	最も高い位置最大位置になってるのかというのは、
0:54:39	説明上も追記。
0:54:42	いただければと思いますがいかがでしょうか。
0:54:48	はい。四国電力大矢です。
0:54:51	今、ご指摘いただいた件につきまして、ちょっと記載の追記を考えます。
0:54:58	今回その最大に、
0:55:00	ケースを示してるということにつきましては今回
0:55:04	パワーポイントの資料 1-1 の右下 6 ページの方に、
0:55:09	代表性と保守性をまとめさせていただいておりますけども、
0:55:15	この口頭でご回答いたしますと臨界評価に対しましては、
0:55:22	ちょっと回答。
0:55:24	この場でできかねるところもあるんですけども、実際、最大と思えるようなケースをですね何ケースか試して実際に何ケースかケース検討しまして、
0:55:35	最大のものを今回ご説明してございます。
0:55:40	社費評価につきましても、
0:55:46	モデルを考慮するにあたって、
0:55:50	雨水脱落したペレットの効果等ですね。
0:55:54	際、
0:55:56	解析上、
0:55:58	最大になるという、
0:56:01	ようなモデルを、はい
0:56:04	適切に設定しまして、評価してますので、ちょっとその説明が不足してるということ等と今受け取りましたのでちょっと記載の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:14	追記を検討いたします。以上です。はい。一条ツカベ、評価してみないとどっかが最も高いか最大かというのは本来、わからないはずなので、
0:56:27	衛藤土井評価をされて、ここは最も高いところですよという、
0:56:32	そういう御説明になるかと思えます。
0:56:35	圧倒えっと同じ 13 ページ目で遮へい解析結果の比較の説明がついていまして、
0:56:47	記入カーの数字よりも集合体のところの、
0:56:52	今回の評価が、
0:56:55	下がっているのは、
0:56:57	どういう理由なんでしょうか。
0:57:03	四国電力大矢です。
0:57:06	こちら今回ですね、
0:57:08	金加藤今回の評価で、今回漏えい燃料を収納する際には、収納する燃料の方を制限しております、
0:57:21	こちらは資料 1-3 の、
0:57:24	4 ページの
0:57:26	表の 2 燃料の収納条件を記載しておりますけども、今回、
0:57:34	既認可よりも制限燃焼度が低いタイプの燃料、14 体収納することとしておりますので、
0:57:42	なので、通常燃料 14 体のところだけをとっても、駅認可よりも線量が低くなるというような結果になってございます。以上になります。
0:57:54	はい。規制庁坪井です。という意味では、今回 3 体運ぶときの収納条件というのは、
0:58:02	この評価で示されて収納要件、
0:58:07	小拘束される。
0:58:11	ちょっと文章上どうなるかわかんないですけど、これで、
0:58:14	衛藤。
0:58:16	決まっ
0:58:17	決められているというふうに思えばよろしいですか。
0:58:21	四国電力大矢です。ご認識の通りで実際の運用もこの通り、
0:58:26	州の位置を縛って、輸送することになります。以上です。
0:58:32	はい。
0:58:34	あと、今回、
0:58:37	遮へい計算や臨界でそれぞれつけるとか日数を使われていると思えますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:46	この
0:58:47	これは行動が、今回の体系、今回のような体系で適用可能だという、
0:58:55	検証されているものだということを、
0:58:57	この資料の最後でも結構なので、
0:59:01	つけて、VrV&Vですね、について、
0:59:05	その説明も追記つけていただければと思います。
0:59:12	四国電力大江です。はい、了解いたしました。
0:59:17	はい。私から以上です。
0:59:22	規制庁のトガサキですけど。
0:59:25	聞こえてますか。
0:59:29	はい、聞こえてます。
0:59:32	資料 1-1 の 7 ページのさ、先ほどもちょっと話があった。
0:59:38	この設計するっていう要望なんですけど、
0:59:43	末通常、廃止措置に入ったときに、既存の許認可された設備を使ったり、それをどんどん解体していくことになるんですけど、
0:59:57	既存の施設を改造したりとか、新たな設備とかを作る場合は、それは基本的には設工認とかが必要になりますけど、
1:00:09	はい、もっぱら廃止措置で使う場合は、その廃止措置計画の中でできるっていうのがありまして、ただそのときに、設工認、
1:00:20	相当の、ちゃんと確認をするっていう、そういうようなルールがあり、あるんですけど、通常そういう設計をするという言葉を使うと、
1:00:31	その既存のものを、
1:00:35	印鑑紙のものを改造したりとか、新しいものを作るとかですねそういうふうに、
1:00:43	読み取られるのが普通になると思うんですけど、今回はそういうものではない、ないというふうに理解してるんですけど。
1:00:53	その設計するという、この用語ですねこれについては、他にも、この申請書の中で使われてる例っていうのは、
1:01:03	あるのかっていうのをまず確認したいと思います。
1:01:28	四国電力古谷です。ちょっと今、すべて確認。
1:01:33	今すぐ捨てないできないんで来てないんですが、あまりはい。ちょっと使っていないかと考えております。設計するということはですね。
1:01:45	はい。規制庁の高崎です。それでちょっと私がこれ読む等、今回、もうこの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:55	先ほどもありましたように、3、3本の燃料を、この収納しても、既認可のその容器で運ぶっていうのを、
1:02:06	もう確認をされてるんですけど。
1:02:09	それで確認してたんであれば確認したってことを表現してもらえればいいと思うんですけど、ただそれだけじゃなくて今後、
1:02:19	条件で運びますっていう約束でそれでそのときには、そういう機器認可の、
1:02:27	条件に包絡されてることをもう1回評価しますっていう、そういう意味であれば、それは今後の運用の約束になると思うんですけど。
1:02:39	ただそういうのは設計するっていう言葉よりも、そういう実際に
1:02:45	評価をして確認したとかですね、この条件になるように今後運用するとかですね、そういうようなニュアンスになるんじゃないかと私は思ったんですけど。
1:02:58	それについてはいかがでしょうか。
1:03:08	四国電力、古谷です。我々としても同じような認識で評価で確認したと、というようなことで、これまでも説明しておりますのでちょっと、
1:03:21	設計するという表現ですね
1:03:25	誤解を招くような内容になっておりますのでちょっと記載の修正を考えたいと思います。以上です。
1:03:33	はい規制庁のトガサキです。それとちょっと同様にですね1ページの方、1ページの一番下の設計とするって、
1:03:43	いうふうに書いてあるんですけどこれはちょうど既存の、この2号炉の
1:03:51	あれですね、海水。
1:03:54	ポンプの方でも十分だったのは評価されてるわけですね。
1:04:00	そうですねこちらも2ページ目の方で流量とか流量がですね、既存のものにおさまるといような評価。
1:04:11	そういう説明をしております。はい。
1:04:15	こういうこの表現だと、この2号炉の海水ポンプの系統を化改造するとかっていうふうにも読めてしまって、
1:04:26	そうするとやっぱり設工認並みの確認が廃止措置計画の中で必要というふうになってくると思いますので、
1:04:34	ちょっとそこら辺の表現もちょっと他にも、設計とするという表現が、一般的に使われてるんだったらそれを、
1:04:44	廃止措置の時の設計とするっていう考え方が一般的な考え方と違うってことになると思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:52	普通に運転号炉で設計するというふうになると、基本的な施工 2 で確認するということになると思いますので、そこはちょっと集計整理された方がいいんじゃないかなと思います。
1:05:07	四国電力古谷です。承知しましたちょっと 1 度整理して考えたいと思います。以上です。
1:05:19	私からは以上です。
1:05:24	規制庁側カラー
1:05:27	どなたかありますか。
1:05:29	廃止措置に関して、
1:05:32	はい、規制庁ツカべれると、パワーポイント資料の 9 ページ目の、
1:05:38	旧基盤のところなんです、
1:05:41	1 台で負圧維持可能であるというご説明があるので、補足説明資料等で結構なので、その設定根拠というか、何をもって可能と言われているのかを、
1:05:53	つけていただければと思います。
1:05:56	私からは以上です。
1:06:00	四国電力の井戸でございます。補足説明資料今回の資料番号で言いますと資料 1-4 に、
1:06:06	ございますけれども、こちらの資料の 2 ページ名をご覧いただきたいんですが、
1:06:13	こちらの 2 ページ目の表 1 及び表 2 の方に 1 号炉及び 2 号炉の補助建屋寄付器ファン排気ファンの容量のほうを記載をしております。こちらご確認をご覧いただきます通り、
1:06:27	市場であれば吸気ファンの方の容量が 1300 立米パー分、
1:06:31	廃棄の方が 1500 立米パー分と、2 号窪はどのような記載をさせていただいております通り萩原の方がより法的に大きいということで、武穴井の関係で負圧を維持可能と。
1:06:44	いうふうなところこの表の中でもお示しできているかなというふうに思っております。
1:06:50	以上です。
1:06:52	はいツカベです。これしかないんですけどその吸気と排気のこと。
1:06:57	バランスでしか負圧の維持って見ていないんですか。
1:07:02	四国電力の植田でございます設置許可変更申請書の中でも、その負圧に関する記載に関して

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:10	この堰容量以外のところでの記載というのは特になかったかと認識しております。以上です。
1:07:18	はい、わかりました。で、その前では、
1:07:21	有機と廃棄のバランスも、
1:07:24	決めておかないといけないということですか。
1:07:29	四国電力の井戸です。申し訳ございませんもう一度お願いいたします。江藤救急機の台数に関して言うと、
1:07:37	旧鬼頭関係の、
1:07:41	台数にも気をつけなきゃいけない。
1:07:44	ということになるんですかね。
1:07:47	四国電力の井手でございます。吸気排気ともに1、1台運転というのは休憩1台排気ファン1台排気場合、1台で2台運転というのは救急φ2台か排気ファン2台の運転という形になりますので、
1:08:02	それらが逆転するような、その吸気側が多くな
1:08:07	空気側が2台排気側が1台といったような運転方式はしてございませんし、
1:08:16	そうですねで、2台の場合と1台の場合の負圧の立ち方が、
1:08:23	一緒だ。
1:08:25	というのは自明なんですかね。
1:08:29	マイナス側に来そうなのはそう思うんですけど、
1:08:33	その中必要な負圧をどこ考えてるか、もやると思うんですけど。
1:08:39	それに十分な、
1:08:42	排気量が、
1:08:44	確保されているというのは、
1:08:47	検査で負圧とかっていうのは見られたりするんですか。
1:08:54	四国電力の井戸でございます検査と今言われましたのは、
1:09:00	伴の運転のファンに関する運転のところでの検査とかそういった観点でしょうか。はい。
1:09:08	そうですね、定検等で、
1:09:10	ファンとかの、
1:09:14	低角が出てるから見てると思うんですけど、
1:09:17	その不安。
1:09:19	外気との不Watts、
1:09:21	とかっていうのは、
1:09:22	特段見られてないんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:30	四国電力ででございますちょっと現時点でそのご質問に関してちょっと今、回答を持っておりませんので確認いたします。以上です。
1:09:38	はい。
1:09:40	2台運転のときは、
1:09:43	許可のとき見てないのでっていう話なので、ちょっとどう成立するかはあるかもしれませんが、
1:09:49	どういう負圧を維持されようとされていて、
1:09:53	それに当たる。
1:09:55	給気量排気量んなってるのかというのは、
1:09:58	確認しておいた方がいいと思います。
1:10:03	私からは以上です。
1:10:06	主のイドでございます。2台運転Gの排気量に関してはお示しすることは計器排気のバランスだとすれば、お示しできるかと思っておりますのでちょっと確認した上で、
1:10:20	非常に応じてちょっと補足説明資料の方に反映を考えたいと思います。以上です。
1:10:28	はい。よろしく申し上げます。
1:10:36	その他規制庁から、
1:10:38	廃止措置に関して何かありますか。
1:10:43	はい。特にないようなので先に進めさせてください。
1:10:50	続きまして保安規定の方、米津さんからお願いします。
1:10:56	四国電力の大坪です。
1:10:59	令和4年6月9日に提出させていただきました伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、資料2-1と資料2-2を用いまして、内容のご説明をさせていただきます。
1:11:12	それではまず、資料2-1をお願いします。
1:11:16	1枚めくっていただいて右下1ページお願いします。申請案件としまして、伊方発電所1号炉及び2号炉については、廃止措置第一段階の進捗を踏まえ、令和4年2月15日に、
1:11:29	廃止措置計画変更認可申請を実施しております。このたび廃止措置計画変更認可申請に係る保安規定への変更内容の反映及び廃止措置計画の進捗、保安規定の変更、保安規定への反映を実施することから、
1:11:45	保安規定変更認可申請を実施するものでございます。申請概要としまして以下の通り関連する保安規定条文の変更を行います。変更する条

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	文の右側に数字を振っておりますが①番が廃止措置計画変更に伴う変更でございます。
1:12:01	②が廃止措置計画の進捗に伴う変更を記載してございます。では変更する条文ですが左上から、第 2 編の第 297 条、使用済み燃料の貯蔵、
1:12:14	第 299 条、放射 2 年の第 210 等有機物の管理、第 300 条放射性液体廃棄物の管理、第 302 条、放出管理用計測器の管理。
1:12:27	第 302 条、320 条、原子力防災組織、第 330 条、所員への保安教育、右の第 1 編に行きまして第 100 条、放射性液体廃棄物の管理、
1:12:37	第 130 条、所員への保安教育不足になります。次ページから各条文について変更内容をご説明させていただきますが、まずこの一番の廃止措置計画変更。
1:12:50	に伴う変更を御所先にご説明さしていただいて、
1:12:53	そのあとに廃止措置計画の進捗に伴う変更の条文についてご説明させていただきます。2 ページをお願いいたします。
1:13:01	ここからは廃止措置計画変更認可申請に伴う保安規定の変更になります。変更のご説明になります。
1:13:08	措置計画の変更に伴い廃止する設備と関連する条文を以下に示してございます。左の列に廃止する設備、右側に関連する条文を記載してございます。
1:13:18	1 号炉海水ポンプに関連する条文としまして、第 300 条と第 100 条。
1:13:23	1 号炉廃棄物処理設備排水モニターに関連する条文としまして第 320302 条。
1:13:30	共産ドレンポンプに関連する条文として、第 209 条に、299 条になります。
1:13:37	3 ページをお願いします。
1:13:39	300 第 300 条の変更する箇所についてご説明の方をいたします。
1:13:44	大津管理目標値及び放出管理の基準値を廃止措置計画変更認可申請の通り変更をするものでございます。下に条文が記載しておりまして第 300 条の、
1:13:58	変更する箇所ですが表 300-1。
1:14:02	放射性気体廃棄物の放出管理目標値が変更前は 3.8×10^{-10} 乗ベクレルパー年、変更後は 3.7×10^{-10} 乗ベクレル、ベクレルパー年になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:17	その他に 3 表 300-2、トリチウムの放出管理の基準値、 5.7×10^{-13} 乗ベクレルパー年から 5.6×10^{-13} 乗ベクレルパー年に変更になります。
1:14:31	第 1 編の 100 条につきまして第 100 条につきましても同様な変更になりますのでご説明の方は割愛させていただきます。4 ページをお願いします。
1:14:41	第 320302 条のを変更する箇所についてご説明いたします。1 号炉の廃棄物処理設備排水モニターを廃止するため、終了を、は、廃止措置計画変更認可申請の通りへ変更するものでございます。
1:14:56	下に図が記載しております、1 号炉の増を見ていただくとグレースハッチング部の設備は廃止となります。その中に廃棄物処理設備の排水モニターがありまして 1 号炉の同設備が廃止となります。
1:15:10	この図の上に保安規定の表を書いておりますが第 302 条の表 302 になります。
1:15:17	廃棄物処理設備排水モニター、変更前数量 2 台、これは 1 号炉の市田伊藤 2 号の 1 台の計 2 台でしたが、1 号炉の 1 台が廃止となりますので、変更後は水量が 1 台に変更になります。
1:15:31	5 ページをお願いします。
1:15:33	第 299 条の変更箇所についてご説明いたします。
1:15:38	廃止措置計画の変更に伴い、共産ドレンポンプを廃止するため、人の手を介して直接ドラム缶に廃液を投入する運用に変更するということで、真ん中に変更前と変更後の図を記載しております。
1:15:51	先ほど廃止措置計画の方でご説明した図と全く同じにはなりますが、ここでも簡単にご説明の方させていただきます。変更前は、
1:16:00	12 号炉、協賛ドレン等が放射化学室、協賛ドレンタンクに行って協賛ドレンポンプで
1:16:09	固化装置、ドラム缶にて固形化すると、というような流れになっておりましたが、協賛ドレンポンプ廃止に伴い変更後は、協賛ドレンタンクから、
1:16:19	耐薬品性の運搬用密閉容器を用いて、人の手によりドラム缶に廃液を投入して、ドラム缶で固結すると、というような運用の変更になり、なります。
1:16:30	上のゾーン、上の表を見ていただくと、第 209 保安規定の第 299 条、
1:16:36	協賛ドレン等は放射線科管理課長が固化装置でドラム缶に 5 件貸し廃棄物庫に保管するという条文が、変更後は敷の部分、固化装置でが人力にてに変更になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:51	下に安全性の影響について記載してございますがこちらは先ほど
1:16:56	廃止措置計画の方でご説明した内容と同じですので割愛させていただきます。6 ページをお願いします。
1:17:03	ここからは廃止措置計画の進捗に伴う保安規定の変更概要に変更になります。以下の理由に保安規定を変更するということで二つ記載しております。
1:17:13	一つ目として 1 号炉についてすべての使用済み燃料について忙し完了したことにより、1 号炉の使用済み燃料ピットに使用済み燃料を保管することはないことから、貯蔵可能な使用済み燃料ピットの対象の見直しを行うものです。
1:17:27	二つ目として 12 号炉ともに原子力災害特別対策、災害対策特別措置法に基づく冷却告示が公布され、12 号の使用済み燃料ピットの冷却機能喪失による非常時の措置の対応が不要となるなど、
1:17:41	進捗に伴い、設備の管理運用状況に合わせて、運転員の区分にかかわらず範囲できるように、12 号炉の運転員においては、12 号炉の当直長除いた運転員を統一した区分に変更するものでございます。
1:17:56	下に図図が廃止措置計画の進捗ということで図記載しております、1 号の廃止措置計画認可申請、2 号の廃止措置計画認可申請、
1:18:06	あと使用済み燃料の輸送、12 号の冷却告示の公布の実績をまとめた表を参考で記載させていただいております。7 ページをお願いします。
1:18:18	こちらは 297 の 297 条の変更箇所のご説明になります。1 号炉のすべての使用済み燃料は 3 号炉への輸送完了、2019 年 9 月、
1:18:29	しており、今後 1 号炉のSFPは使用済み燃料を保管することがないことから、
1:18:34	以下の通り 1 号炉の記載を削除するということになります。297 条の表 297 になりますが、1 号炉の貯蔵可能な使用済み燃料ピットは変更前は 1 号炉 3 号炉。
1:18:46	と記載しておりますが 1 号炉を削除して、変更後は 3 号炉のみの記載に変更となります。8 ページをお願いします。
1:18:55	ここは 330 条と 133 条の変更箇所についてのご説明になります。はい措置計画の進捗に伴い設備の管理運用状況に合わせ、運転員の区分にかかわらず範囲できるように、保安規定において、12 号炉の当直長を除いた運転員を、
1:19:11	統一した区分に変更するものです。これに合わせ、第 1 編及び第 2 編において、教育対象者の明確化をを実施いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:19	第 2 年、300、330-1 と 2-3 ですが変更前は 12 号炉 3 号炉の
1:19:28	当直長副当直長主任班長運転員という形で記載しておりましたが、変更後は先ほどご説明した通り、12 号炉の副当直長、主任班長運転員が 12 号炉の運転員と変更になりますので、
1:19:44	下のような変更になりますので、それに合わせて
1:19:49	12 号炉の当直長あと 3 号炉の当直長副当直長主任班長運転員につきましては、区別判別がしやすいように、
1:19:59	各区分の冒頭に 1 号炉等、12 号炉のということと、言葉と、3 号炉のという言葉を追記してございます。
1:20:10	ですのでこの表の通り当直長副当直長のところは変更後は、12 号の当直長、3 号炉の当直長さんを 3 号炉の副当直長に変更になります。
1:20:22	変更前の主任班長運転員のところは変更後は一つの枠になりまして、12 号炉の運転員、3 号炉の主任、3 号の班長、3 号の運転員に変更になります。
1:20:35	次第 1 編の代表 130-123 ですがこちらも変更内容としては先ほどご説明した内容になりまして、それを記載をどうなるかというところでございますが、
1:20:48	変更前は 330 条、表 330 と同様に当直長、当直長主任班長運転員と記載しておりましたが、当直長、副当直長のところが、変更後は 3 号炉の当直長。
1:21:01	12 号炉の当直長、3 号の福田職長に変更になります。主任班長は冒頭に 3 号炉が付きまして、3 号炉の主任、3 号炉の班長に変更になります。
1:21:12	運転員は 3 号炉の運転。
1:21:15	12 号炉の運転員になります。
1:21:18	この本、資料につきましては補足の説明資料 1 がございまして先に 12 ページの方をご説明させていただきます 12 ページをお願いします。
1:21:28	運転員の区分変更による営業について記載しているものでございます。まず表紙 330 の
1:21:39	になります。
1:21:41	その区分の変更については先ほどご説明した通りです。教育について、どう変更になるかというところを記載したものにになります。左下のところを後、お願いします。12 号炉の当直長を 3 号炉の当直長及び
1:21:59	3 号の副当直長の教育内容については変更はございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:03	12号の副当直長は、12号の運転員として保安教育を受講し、変更後に追加となる教育はございません。右側行っていただいて、12号炉の新班長運転員は、
1:22:15	12号炉の運転員として保安教育を受講し、変更後は※1の教育を追加するということで※1は上の表にも記載させて。
1:22:26	いただいておりますが、施設運用上の基準及び施設運用上の基準を超えた場合の措置の根拠と運用のになります。
1:22:34	本部の方ちょっと戻って3号炉の主任班長の教育については変更はございません。3号炉の運転員は、主要業務が運転段階の発電用原子炉施設の運転管理でございますが、
1:22:46	廃止措置管理に関する保安教育として、12号炉の運転員と同様に教育を実施するため、変更後は※1の教育が追加になります。13ページをお願いします。
1:22:59	こちらが100130条のところについて同様なご説明になります。消費130-123ということで、
1:23:09	図につきまして、表につきましては先ほどちょっとご説明した通りの内容になります。左下に影響を記載しております、
1:23:18	12号の当直長3号の当直長及び3号の副当直長の教育内容については変更はございません。12号の副当直長は、12号の運転員として保安教育を受講し、変更後に追加となる教育はございません。
1:23:33	3号炉の主任班長の教育内容にも変更はございません。
1:23:38	3号炉の運転員の教育内容にも変更はございません。12号炉の主任班長及び運転員は12号炉の運転員として保安教育を受講し、変更後は追加となる教育はございません。
1:23:50	補足説明資料1の説明は以上となりましてまた9ページの方に戻っていただき、愛知、お願いします9ページお願いします。
1:24:03	ここでは320条の変更概要についてご説明します、保安規定第2編、第320条、大津320の原子力防災組織における盗聴構成について、
1:24:14	福田局長は保安規定第320条の原子力防災組織のうち、当直構成において、運転そさあ指揮補佐として記載しており、そこは社内規定に当直長を補佐する者として北井記載してございます。
1:24:29	当直長の補佐の業務は、廃止措置計画の進捗により減少しており、当直長の管理のもと、事故発生時等の運転操作は対応できることから、運転操作指揮補佐の役割を不要とするものになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:41	下につづ 320 が記載しておりますが、原子力防災組織における変更前は当直の構成に運転操作指揮補佐として副当直長を記載しておりましたが区分変更により、
1:24:55	原子力防災組織のごめんなさい、変更後につきましては当直の構成のところから運転操作指揮補佐、副当直長が聞いていると。
1:25:05	というような形になります。本資料の補足説明資料 23 があるんですが先に 10 ページを説明させていただいてから施設、補足のほうを説明させていただきます 10 ページをお願いします。
1:25:18	212 条についてです。原子力防災組織については原子力事業者防災業務計画に定める通り原子力防災管理者である所長を全体指揮者として非常体制を発令し、原子力防災組織を設置することとしており、
1:25:33	その当直の構成は保安規定第 212 条、運転員等の確保に基づき選任しており、その要員の構成に変更はございません。
1:25:41	下の表を見ていただいて第 212 条の運転員の確保については、ああ申請前後で変更はございません。
1:25:49	それでは補足説明資料のほうをご説明させていただきます 14 ページをお願いします。
1:25:56	当直長を補佐する副当直長の業務についてというところで、副長副長の職務については、廃止措置計画の新知進捗により業務量が減少しており、以下の表にある、現状の業務状況の通り、
1:26:09	当直長の間にて対応できるというふうに考えてございます副当直長の職務五つ挙げておりましてそれに対する現在の業務状況についてご説明させていただきます。
1:26:19	プラント異常時の措置、非常時を含むの業務につきましては、
1:26:24	現在の業務状況として、平常時及び非常時の運転操作は廃止措置計画認可以降は減少しており、廃止措置計画の進捗により管理する設備を減少しております。また、冷却告示公布以降は、
1:26:37	プラントを設備による非常時の措置、業務は減少しており、原子力防災時の対応はその他の運転により当直長管理のもと対応できると考えております。
1:26:47	中央制御室での指揮官、監視試験に対する、現在の業務状況ですが、廃止措置計画認可以降は休止運用した設備は管理する設備がなくなつたため、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:59	当直長管理の方と対応できると考えてございます。巡視点検、現地操作の指揮に関する現在の業務状況ですが、廃措置計画認可降は、休止運用した設備は管理する設備、管理する必要がなくなったため、
1:27:13	他の運転員による巡視にて対応できると考えております。また放射性物質の放出等の重要な操作を行う場合についても、当直長の確認にて対応できるというふうに考えてございます。
1:27:25	保安教育訓練に対する、現在、現状の業務状況ですが、
1:27:30	平常時及び非常時の運転操作は廃止措置計画認可降は減少しており、当直長管理のもと、保安教育訓練を推進できると考えてございます。
1:27:39	発電日誌等記録類のチェックについての現在の業務状況ですが、廃止措置計画の進捗により、
1:27:47	管理する設備も減少しており、当直長による確認して対応できることから、当直長にて確認承認できるというふうに考えてございます。
1:27:57	15 ページをお願いします。
1:28:00	こちらについては 12 号の当直構成についてで 12 号の当直長が急病等により職務を遂行できない場合についてのご説明になります。
1:28:10	まず当庁構成につきましては下の図に記載しております。
1:28:15	変更前は当直長工藤職長主任班長運転員でしたが変更後は 12 号炉の当直長と、大府当直長主任班長運転員が 12 号炉の運転員に区分変更というところになります。
1:28:29	上の本文の方いきまして、設備の管理運用状況に合わせ 12 号炉の運転員を範囲できるように、12 号炉の当直長が急病等により職務を遂行できない場合にそんへ、
1:28:40	同時期に所属する 12 号炉の運転員からあらかじめ代行者を定めておく。
1:28:45	当該、事案発生時は速やかに局長休職中の当直長より 12 号炉の当直中等と区長の補助を行う運用等をします。
1:28:55	右下の主義の部分をお願いします。当直長の代行者として、通常時及び異常時の運転操作のための適切な判断。
1:29:04	処理並びに指示ができるものを、12 号の運転員の中から 1 名確保し、12 号炉の当直長が急病等により職務をつい遂行できない場合は代行者のもと、初動対応を行うと。
1:29:16	というのが変更後の運用になります。
1:29:20	それでは戻っていただいて 11 ページをお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:28	これは施行時期と今後の保安規定のスケジュールについてご説明させていただきます。
1:29:34	施行時期ですが付則に、第一条第1項にこの規定は原子力規制委員会の認可を受けた日から1010日以内に施行する。
1:29:45	2項として、この規定施行の最大100条、第299条、第300条及び第302条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、かつ1号炉海水ポンプの廃止について、当社が定める日から、
1:29:59	適用することとし、それまでの間は従前の例による。
1:30:03	ものとし、適用開始時期の考え方ですが、1号炉海水ポンプの廃止について当社が定める日とは、2号炉海水系統から1号の海水系統へ海水供給するための工事、2020、23年度末予定。
1:30:18	が完了し、1号炉海水ポンプの運用を終了させる日から適用するということでご考えてございます。
1:30:25	保安規定の変更スケジュールですが、本年6月9日に申請させていただいて、9月上旬に2月15日に申請した廃止措置計画の申請等、廃止措置計画の変更認可申請と同時に、認可をいただくと。
1:30:42	いうところでご考えてございます。
1:30:44	以上で資料2-1についての説明については終了になります。続いて資料2-2についてご説明したいと思います。ご準備の方よろしくお願ひします。
1:30:56	資料2、2-2につきましては右下に通し番号、通しページを振っておりますのでそちらのページを用いながらご説明させていただきたいと思ひます。
1:31:06	3ページをお願いします。
1:31:08	3ページにつきましては廃止措置計画認可申請書に伴う変な変更の内容と進捗に伴う変更の内容を記載しております、資料2-1と
1:31:21	重複しておりますので説明は割愛させていただきます。4ページに目次がありまして5ページをお願いします。
1:31:30	DS78-01、そして伊方発電所1号炉及び2号炉、保安規定審査基準の要求事項と、保安規定各条文との対応についての審査資料になります6ページに目次がございます7ページをお願いします。
1:31:47	保安規定審査基準の要求事項と保安規定各条文との対応としまして実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設における
1:31:59	発電用原子炉施設保安規定の審査基準。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:03	及び廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準の要求事項に対する保安規定各条文の対応を示したものになります。8ページをお願いします。
1:32:18	この書き方ですけども、左に列に保安規定の審査基準を記載しております。それに対する保安規定の各条文を中央の2技術に記載してございます。
1:32:30	右2列に、今回の申請で変更ありなしがあつてありの場合はそれに対する変更の理由を記載してございます。
1:32:40	保安規定条文に対する変更の理由につきましては資料2-1でご説明しておりますので、このこの部分については設営、
1:32:51	一つの詳細は割愛させていただきたいと思っております。22ページをお願いします。
1:32:58	22ページは、左に列見させていただく。あと、上段を見ていただくと、保安規定審査基準の廃止措置に対する、保安規定条文と、
1:33:09	今回の申請で変更ありなし、その理由について記載したものになります。
1:33:16	構成については同じでありまして、保安規定の条文の変更内容についても資料2-1でご説明させていただいておりますので、詳細な説明については割愛させていただきます。
1:33:27	資料、審査資料TS等8-01の説明については以上となります。31ページをお願いします。
1:33:36	ATS78-02として伊方発電所1号炉及び2号炉、廃措置計画、廃止措置変更認可申請書に記載した
1:33:46	内容の保安規定の反映事項の審査資料になります。
1:33:51	33ページをお願いします。
1:33:54	この表の記載ですが今回保安規定変更認可申請書で変更した
1:34:02	ごめんなさい、廃止措置計画変更認可申請に伴って今回変更した廃止、保安規定変更認可申請の該当箇所につきまして、
1:34:14	保安規定変更認可申請で変更した箇所に対してどの、廃止措置計画変更認可申請が、
1:34:22	該当するかというところを記載した資料になります。右側の備考に、変更した理由を記載してございます。
1:34:32	右下に凡例がございますが、赤線は保安規定変更認可申請及び廃止措置計画変更認可申請で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:43	今回の申請で変更した箇所になります。黄色マーカーは廃止措置計画変更認可申請書の保安規定変更に関する関連する箇所を記載したのものになります。
1:34:58	保安規定の申請の変更箇所及びその理由については資料 2-1 でご説明させていただいております、左側はそれに該当する廃止措置計画の方を記載したものをでございますので、
1:35:13	こちらの資料についても詳細の方は割愛させていただきたいと思えます。
1:35:18	以上で審査資料のCS78 万 0 については説明の方は終了させていただきたいと思えます。45 ページをお願いします。
1:35:29	BS78-03 として伊方発電所 12 号炉運転員の区分変更による影響についての審査資料になります。
1:35:39	46 ページをお願いします。目次としまして今回記載しておりますのは
1:35:45	一つ目として 1 伊方発電所 12 号の運転員の区分変更による影響についてというのと、二つ目として、伊方発電所 12 号炉の当直長が休業等により、職務の
1:35:56	遂行ができない場合の対応について記載しているものでございます。
1:36:00	47 ページをお願いします。
1:36:03	伊方発電所 12 号の運転員の区分変更による影響についてというところで廃止措置計画変更の進捗に伴い、設備の管理、運用状況に合わせ、運転員の区分にかかわらず範囲できるように、
1:36:15	保安規定において 12 号炉の当直長除いた運転員を通した区分に変更するものでございます。具体的には 12 号の副当直長、主任班長及び運転員を 1 号の運転員として区分します。
1:36:27	またこれにあわせて第 1 編及び第 2 編において教育対象者の明確化を実施するものです。第 2 編の表を記載しておりますが、これは資料 2-1 でご説明させていただきましたので、割愛させていただきます。
1:36:39	本資料では運転の区分変更した場合の保安規定の影響について整理するというところで 10 ページを、以降でご説明させていただきます。48 ページをお願いします。
1:36:49	保安規定第 120 条の組織体制への影響についてというところで 48 ページと 49 ページを用いてご説明させていただきます。
1:36:59	まず最初に 49 ページの方をご説明させていただきたいと思えます 49 ページをお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:05	下の図を見ていただくと3号炉の当直構成を記載してございます。編、申請前と後で当直長、当直長主任班長運転員、
1:37:16	の構成は変更後も記載は後、記載変更有無構成の変更はございません。ただ冒頭に3号炉のというところで3号炉の当直長、3号炉の副当直長、3号炉の主任、3号炉の班長、
1:37:31	3号炉の運転員というところで区分の名称が変更にはなってございますが構成については変更ございませんで、上に表、保安規定の第12条、運転員の確保に関する、
1:37:44	条文記載がありますが、こちらにつきましては申請前申請後で条文の中身については変更はございません。
1:37:51	では48ページに戻っていただいて、48ページお願いします。本申請は運転段階の発電用原子炉施設である、3号炉に係る保安規定第1編、第120条の、
1:38:02	原子力防災組織における組織体制に変更はございません。下の図を見ていただくと、保安規定、124の原子力防災組織数百20になりますが、
1:38:13	こちらについては変更の方はございません。
1:38:16	また重大事故等時においては原子力防災業務計画に定める通り、原子力防災管理者である所長を全体指揮者として、非常体制を発令し、
1:38:26	原子力防災組織を設置することとしており、原子力防災組織の当直の構成は、保安規定第12条に基づき選任しているため、その要員の構成に変更は
1:38:37	なお保安規定準用については先ほどご説明した通り変更はございません。
1:38:42	では50ページをお願いします。
1:38:47	保安規定第320条の組織体制への影響についてというところで50ページと51ページを用いてご説明させていただきます。こちらにも先に51ページのほうをご説明させていただきたいと思いますので51ページをお願いします。
1:39:02	下の図に12号炉の当直構成の記載がございませんで、変更前変更後で、
1:39:08	変更後に、
1:39:10	当直長は12号炉の当直長、これは名称の区分の名称の変更のみ、副当直長主任班長運転については、12号炉の運転員2区分変更が変更となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:22	上に保安規定の表がありまして本、第 212 条、運転員の確保、ですがこちらについては、
1:39:30	申請前後で変更の方はございません。では 50 ページに戻っていただきまして、
1:39:37	保安規定第 2 編第 320 大津 320 の原子力防災組織、
1:39:43	あ、いいですか。はい。
1:39:46	については
1:39:49	先ほどご説明さしていただいております通り、変更前後で
1:39:57	図の方見ていただくと運転、
1:40:00	操作式補佐の覆土職長の部分が聞けると、というような形になります。
1:40:07	では 53 ページをお願いします。
1:40:12	ごめんなさい。52 ページをお願いします。
1:40:18	原子力防災組織として副当直長のプラント異常時の措置に関わる、その具体的な職務及び、廃止措置計画の進捗に伴う業務状況について記載しているものでございます。
1:40:32	こちらについてもパワーポイントの方で愛知現在の業務状況についてはご説明しておりますので割愛さ、そ業務現在の業務状況、
1:40:42	説明については割愛させていただきます。右の大橋に添付資料をつけておりますが添付は全部で 123 までありまして、1 が平常時及び非常時の運転操作の減少、2 が管理する設備の減少、3 が重要な操作頻度の減少。
1:41:00	についてそれぞれ検証した結果を記載しておりますので次ページ以降でご説明させていただきます。53 ページをお願いします。
1:41:08	プラント運転中と廃止措置計画認可以降に、
1:41:12	おいて社内規定に策定している運転員が実施する定期点検の項目を比較することによって、平常時の運転操作がどれほど減少しているかを整理したものになります。
1:41:24	上が 1 号炉につきまして、1 号炉になりまして下が 2 号炉 2E の定期点検の項目になります。
1:41:33	上の表の 1 号炉につきましては運転中でありました平成 23 年 1 月 28 日時点では合計 77 項目ありましたが、
1:41:42	廃止措置計画認可以降の令和 4 年 3 月 31 日時点では 17 項目に減少してございます。2 号炉につきましては、
1:41:51	運転中、あった平成 23 年 1 月 28 日時点で 77 項目ありましたが廃止措置計画変更認可以降は令和 4 年 3 月 31 日時点で 22 項目と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:04	減少しております。以上より1号炉及び2号炉ともに廃止措置計画認可以降の
1:42:10	定期点検項目は減少しており、平常時の運転操作当直長管理のもと対応できるものと考えてございます。54ページをお願いします。
1:42:20	また非常時の運転操作として廃止措置計画認可申請書の添付書類4には以下の通り事故想定が記載されており、非常時の運転操作は減少してございます。2号炉の廃止措置計画の抜粋を記載しておりますが、
1:42:35	下線の部分となりまして減少していると、運転非常時の運転操作は減少していると、になっております。さらには12号炉ともに原子力災害特別措置法に基づく冷却オチが交付以降は、
1:42:49	プラント設備による非常時の措置業務は検証しており、プラント防災時の対応は当直長管理の方と対応できるというふうに考えてございます。55ページをお願いします。
1:43:00	12号炉の施設管理している保全対象範囲の設備機器は廃止措置計画の進捗により、進捗にて減少しておりその設備の減少について整理したものでございます。
1:43:12	下に表で、1号炉と2号炉、記載しておりまして、1号につきましては、運転段階等を廃止措置計画認可以降、
1:43:22	廃止措置計画の進捗燃料取り出しを、のそれぞれに記載しておりまして合計数の方は徐々に減少しているというふうな形になります。2号炉につきましては、運転段階停止中等廃止措置計画認可以降を記載しておりまして、こちらも減少していると。
1:43:37	というような数値になっております。なっております。以上より廃止措置計画の進捗により、施設管理する対象設備は減少しており、当直長のもと、管理できると考えてございます。
1:43:49	56ページをお願いします。
1:43:53	こちらは重要な操作頻度の操作頻度について
1:44:00	気体廃棄物気体状の廃棄物と液体状の廃棄物の放出回数についてまとめたものになります。
1:44:07	重要な操作とはここでは気体状の廃棄物等を生きた以上の廃棄物の放出操作、
1:44:14	と定義しておりましてその回数について確認したものでございます。上が1号炉の年間放出回数下が2号炉の
1:44:23	年間放出回数になります。1号炉の年間放出回数につきましては運転中停止中廃止措置計画認可移行とを期待しております、記載しておりま

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	して液体状大北以上の廃棄物の年間放出回数はずべて減少しているという形になります。
1:44:41	2号炉についても運転中停止中廃止措置計画認可降に記載しておりまして北井城北井様の放出回数については減少しているということに結果になっております。この結果廃止措置計画に、
1:44:55	認可降は放射性物質の放出放出等の重要な操作頻度が減少しており、
1:45:00	当直長管理のもと対応できると考えてございます。57ページをお願いします。
1:45:07	言い方発電所12号炉の当直長が急病等により職務遂行ができない場合の対応ということで上半分については資料2-1でご説明しておりますので割愛させていただきます。下のところになりますと区長の代行者としての力量についてと、
1:45:21	いうところで、代わりの太鼓た当直長が補充されるまでの当直長の代行者については、
1:45:27	当直長と同じ社内資格を有しているものを代行者として定めることから力量を有している力量を有してございます。具体的には運転業務を対抗する運転員は、
1:45:38	運転技術技能の認定を受け12号炉の当直長、12号炉の副当直長12号の主任の力量として、運転技術技能認定A級を取得することを主としてございます。
1:45:50	運転技術技能認定永久とは運転技術に習熟し、班長運転員を指導統括できるとともに、プラント全体の機器の機能を十分把握し、通常時及び異常時の運転操作のための適切な判断処理、
1:46:04	並びに指示ができるものを基準とし、12号炉当直長12号と、当直長が急病等により職務を遂行遂行ができない場合に、機器の不具合が発生しても速やかに、
1:46:15	休職中の当直長が補充するまでは代行者、運転技術技能認定求職者により対応可能であると考えてございます。以下にAとA級の区分と基準を表にまとめたものがございます。
1:46:28	以上で審査資料Ts78-03の説明終了となりまして資料2-2の説明も終了になります。以上で保安規定の説明は終了となります。
1:46:42	はい、ありがとうございます。
1:46:45	規制庁フクハラの方から、
1:46:47	何点か、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:49	ありまして、
1:46:50	まず、資料 2-1 の、
1:46:54	ところろの一番最後のページから、
1:46:57	確認なんですけれども、
1:47:00	資料 2-1 の 15 ページになります 15 ページに、上の方にレ点が二つあって、
1:47:08	上の方のレ点なんですけども、
1:47:10	同時期に所属する云々かんのあらかじめ代行者を定めておくところなんですけどちょっと説明があったかもしれないんですが、
1:47:19	この運転員の中に、今までその当直長をされてた当直長クラスの人が運転員の中にまざっているという理解。
1:47:31	でよろしいですか。
1:47:35	四国電力の大坪です。当直長のを経験している人がまざっているというのではございませんで、12 号炉の運転員として
1:47:48	力量を有しているその力量は運転技術技能認定の永久を思っているものがその力量があると考えておりますので、その 2、
1:47:58	認定を持っているものの中から 1 名代行者を立てて、休職中の当直長が来るまでの間、その間だけ代行するというようなことで考えてございます。以上です。
1:48:13	はい。規制庁深田です。
1:48:15	永久を持っているので当直長をやる資格はあるんですけども、実際当直長をやった経験とかはない作って、資格上当直長やれる人がいます。
1:48:29	ということですよ。
1:48:33	9 直中の藤と区長が来るまでの間の代行ができる技能を持っているものという認識でございます。以上です。わかりました。
1:48:43	あとですねもう 1 点だけあるんですけども、
1:48:48	ページ 1 ページ戻ってもらって 14 ページ。
1:48:51	資料 1-2 の 14 ページになります。
1:48:55	この表の一番真ん中ですね重要な操作、
1:48:59	について記載があって、先ほど来説明があった通り、
1:49:04	重要な操作というのは例えば
1:49:08	廃棄物を放出しますよってというようなことかと思うんですけども、
1:49:13	その認識でよろしいですか。
1:49:17	はい。その通りでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:19	わかりましたちょっとですね
1:49:23	具体、もうちょっとその 14 ページの記載をですねちょっと具体的に、補足を、の方を見ればわかるんですけども、
1:49:31	具体的に記載していただいた方がわかりやすいなというのは感じましたというのは、ちょっと誤解したのがですね、先ほど重要な操作のところ で、
1:49:41	項目としては、巡視点検とか現地操作の指揮をしますよってあって、
1:49:48	これ多分巡視って、液体廃棄物の放出って、
1:49:53	何か巡視点検をやったりとか現地操作の式をやるわけではない。
1:49:58	のかなっていう認識であるんです。むしろその中央制御室で監視したり意識したり、一つ上の段なのかなとかってちょっとちょっとその辺が混乱してしまってますね。
1:50:09	ちょっとその具体的に書いてもらった方が、
1:50:12	よりイメージしやすいのかなあという気はしましたこれは感想になります。
1:50:19	よろしいでしょうか。感想ですけど。
1:50:23	四国電力の大坪です。すいません先ほどのお話は、審査し資料 2-2 の方の、
1:50:31	56 ページの方に重要な操作とということとでちょっと具体的に記載しているんですけども、こういう内容をこちらのパワーポイントの方にも記載した方がよろしいのではないのでしょうかというお話だったと理解しましたが、その理解でよろしかったでしょうか。
1:50:49	ですね規制庁福原です。半分イエスなんですけども、ただ、この資料 2-2 の方を、
1:50:57	資料、
1:50:58	1-ごめんなさい 2-1の方ですね、まとめる方に記載するとごちゃごちゃになってしまうんで、その書きっぷりというはお任せしますし、何か変更してくださいって話ではなくって、
1:51:10	ちょっともうちょっと具体的なことがイメージできるような、
1:51:15	書きっぷりであつたらわかりやすいなっていう感想を持っただけです。
1:51:26	これすいませんちょっとこの辺も、
1:51:30	明るくないんですけども、この
1:51:33	56 ページの方なんですけど、
1:51:38	行きたい。
1:51:39	廃棄物、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:41	とかを放出する操作っていうのは、
1:51:46	これ具体的に運転員がやってるんでしたっけ。
1:51:56	四国荒。
1:51:57	四国電力の仲村ですけど、聞こえますか、聞こえてます。
1:52:02	実際に運転員がやってます。
1:52:05	当直長の手技式式に基づくすべて運転員がやってます。
1:52:10	以上です。
1:52:11	はい、承知しました。
1:52:17	藤局長の指示がないと、大津できません。
1:52:21	以上です。
1:52:24	はい、承知しました。
1:52:27	あとすみませんごめんなさい先ほどの感想だけになるんですけども、 続いてですね、
1:52:35	あと2点ほどありまして、まず1点目が、当直長と副当直長の関係とい うか、
1:52:44	何かその私のイメージでは、ダブルチェックできるような体制を組んでい るのかなっていうのが一つ、ねらいとしてあるかと思うんですけども。
1:52:52	今回、当直部長が頭で、あとはみんな運転員ですよっていう変更される となると、
1:52:59	今までやってたダブルチェック的なことができなくなるんじゃないかと思う んですけどもその辺りはどうお考えですか。
1:53:09	四国電力の大坪です。資料22-1の14ページに副当直長の職務につ いて記載してございますが、
1:53:20	先ほどおっしゃられてる通りチェックというところで副当直長が補佐とい うところもございますが、今、現状の状況では廃止措置計画の進捗、
1:53:32	等によりですね、作業の方は減ってきておりますので、直腸の管理のも とをすべて対応できるというふうに考えてございます。以上です。
1:53:43	四国電力の仲村ですけど付け加えますけど、ダブルチェックが当然でし たら副局長いますんで、担当者が、これどこの
1:53:54	当直であろうが、本店だろうは特に変わるとは思ってませんで、担当が 来たものを上の者が確認して、
1:54:02	しますと、最後多いんですか、許可するものが見るといことで、これ新 津そういう運用についても今今後、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:14	1号炉の運転員となった場合においても担当者が確認してその上の者が確認して最後は当直長が確認して承認するという流れは変わりませんので、
1:54:26	変わりません。以上です。
1:54:30	はい規制庁フクハラです承知しました。あと私の方からは最後なんですけども、今回その12号の廃止措置に合わせ、に伴ったといったらいいのがあれですけどもは、保安規定も変更されてますよと。
1:54:45	で、今回この当直の、
1:54:48	その体制を変えるというのはなぜ今のタイミングに、
1:54:52	なりますか、もし何か理由があれば教えてください。
1:54:58	四国電力の仲村ですけど、理由は、つらつらと、
1:55:04	を書いて特段、この時期というのはないんですけど、おっしゃる通り一番初めの廃止措置の
1:55:13	変更。
1:55:15	をしたときにも変えれば変えることはできたんですけども、
1:55:21	これまでの運用を開き措置の進捗と書いてある通り、進捗に伴ってですね、うまく計画、市野が進んでるという、
1:55:32	こともありますし、先がまだ長いですが第一段階第二段階ぐらい見えてきてますんで、ここで一貫当直の体制をですね、
1:55:45	要はフレキシブルにですね、帰れるようにですね、
1:55:52	区分を見直しておこうということです。以上です。
1:55:58	規制庁福原です。承知しました。
1:56:06	すいません規制庁宮嶋です。
1:56:09	と同じく14ページのところなんですけれども、
1:56:12	現在の業務状況のところ、重要な操作は、運転時と比べると減少と書いてあるところなんですけど
1:56:21	下から2行目右の、
1:56:23	方ですね、また放射性物質の放出等の重要を行う場合についてもなっているのでここおそらく重要な操作のが抜けてると思うので、
1:56:34	修正のときはこちらをお願いします。
1:56:37	カシオ電力オオツボです。誤記ですので修正いたします。しました。
1:56:47	はい。ちょっと他、規制庁から何かありますでしょうか。
1:56:53	あ、規制庁フジカワですいませんちょっと確認したいんですけども。
1:56:59	ちょっと補足説明の最後57ページのところで、
1:57:03	今の体制、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:06	からまず確認したいんですけども当直長。
1:57:09	この図のところで当直長へ含む三名以上確保で主任班長運転合計で2名以上確保ってなっていて、
1:57:18	これはあれなんですね主任班長運転。
1:57:22	だから、どういう振り分けというか、
1:57:26	なんかは当直長プラス運転員2人とかそういう場合もあり得るんですかね。極端な話なんですか。
1:57:34	四国電力大坪です。※1につきましては保安規定について112条ですので、変更はございませんが※につきましては社内規定に記載している事項になります。
1:57:46	社内規定の方はこれからまた制定するような形になりますので、ここについては今後検討していくといった形になります。
1:57:55	以上です。
1:57:58	はい。
1:57:59	わかりました。もう一つ、
1:58:02	運転技術技能認定永久取得についてなんですけどこれ取得必須になっているのが今は当直長副当直長で主任。
1:58:13	までってのは定期班長と運転員は特段求められてないのかなと思うんですけどこの変更後は運転員当直長＋運転員だけになった場合はこの運転員の人たちは全員この駅を取得するような運用になるということでしょうか。
1:58:30	四国電力、大坪です。代行者必ず1名立てるようにしますので、9を持っている人がこの運転員の中に必ず1名以上いるといったことになります。以上です。
1:58:42	はい、わかりました私から以上です。
1:58:51	すいません規制庁ツカベですが、最初に、
1:58:55	パワポ資料の5ページ目のところで、
1:59:00	ここはすいませんさっきの廃止措置計画側でちゃんとお聞きすればよかったです。
1:59:05	たんですが固化装置を人力にということで、
1:59:09	変えられるんですけど、ちょっと現状の装置が、固化装置というものがどうなのかこのポンチ絵からだけでは、
1:59:19	ちょっとわからなくてですね。
1:59:22	多分そのまぜるものがあったり、その固化材を入れるものが、
1:59:28	装置があったり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:29	だと思んですが、廃止措置計画の資料で結構なんですけどちょっとす、写真というか、より詳細に現状の固化装置、
1:59:40	がどんなものかというのを、
1:59:42	示していただきたいんですがよろしいでしょうか。
1:59:48	四国的に工事課、
1:59:51	了解いたしまして一応口頭で簡単にご説明の方させていただきますとこの仮想って先ほどおっしゃられた練馬で5があるとかそういうものではございませんで要はこれ真空引き。
2:00:03	あらかじめこのドラム缶の中にセメント剤入れてましてそのドラム缶を真空状態にすると、あと
2:00:10	もともとの運用の方になるんですけど共産ドレンポンプで送水して、真空状態になっているドラム缶の中に、その液が吸い込まれていってまざるというのが
2:00:21	もともとの運用になってますと、で、その共産ドレンポンプがなくなるんで今後はもう人が持って行ってメールまでで、固化するというようなところになるのは具体的な運用の変更になります。では、資料の方にそこら辺のところわかるように大都市計画側の方の
2:00:39	資料の方は明確化の方をさせていただきます以上です。
2:00:43	はい、規制庁ツカベです。ちょっと、
2:00:47	私が理解、ちゃんとできてなかったからだと思うんですその場合って、結果的に固化装置使って固化しているので、
2:00:55	その本規定を人力でって、直す意味がある。
2:01:00	何かあるんでしょうか。
2:01:06	あ、四国電力の仲村ですけどここ社内でも、無茶苦茶議論しました。このままでもいいんじゃないのとかですね、あったんですけどもやはりアノーサイトの意向を聞くとはですね、
2:01:19	今まで装置、固化装置、使ってまあまあ、自動といいますか、機械を使って自動でやったものをですね、人によって練りまぜると。
2:01:30	いう行為が入りますんですね、検査保安規定通りに、固化装置使っていないんじゃないのとか、そういう検査で疑義が生じたらいけないのですね。
2:01:43	ここはやっぱり人力に直して欲しいという強い要望がありましたんで、保安規定の方をですね、直すというふうな背景に至っております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:54	わかりましたそうですね。先ほどの別措置計画の方にその現状の示してもらう際には、
2:02:02	ここが人力になりますというのも、多分当然御説明が、
2:02:07	あった方がいいと思うので、それもお願いします。富田古賀層自身は使われるんですね。引き続き、
2:02:19	四国電力の中本気でいうとちょっと資料 2-1 の 5 ページ目のところに書いてあります通りで協賛ドレンに関する効果としては、この後飼育、
2:02:34	引きをした固化化は行わないと、他のところで使用することがあるというところで装置自体を廃止するわけではなくて性能自身として、
2:02:44	意義の方は続けるというようなものでございます以上です。
2:02:49	はい、わかりました。では共選長さんと連携については、固化装置は使わないと言い切れるという。
2:02:57	ご説明だったと理解しました。
2:03:03	続いて、
2:03:06	パワポ資料の 15 ページ、ちょっと先ほど来ある話なんです、
2:03:12	変更前後で、
2:03:17	変更後は基本的にはみんな運転員になりますということなんです、この
2:03:23	点線で書かれているカクウ。
2:03:27	役割というのが、
2:03:31	本人たちもうわかって、こうなってるものなのかそれとも、
2:03:37	みんな一緒になってしまいますよという趣旨で、
2:03:41	こう書かれているのか。
2:03:43	どっちなのかな。
2:03:45	言いたいのは運転員だけど、
2:03:47	空。
2:03:48	当直長。
2:03:51	天田以降かもしれないですけど、
2:03:53	そ相当の人間だという、
2:03:56	方がいるのかそれとも、
2:03:58	一律に皆さん、
2:04:00	運転員という。
2:04:02	区分で、
2:04:04	当直今日も与えられるのか、どちらになるんでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:13	四国電力の大坪です。まず保安規定の方としては区分は 12 号炉の運転員となります。で、
2:04:23	今後その中の役割については社内規定の方で今後変え検討していく、内容とはなりますが、少なくとも代行者として 1 名確保するという事になっておりますので、9 技能認定の
2:04:38	取得者が 1 名に取得、1 名いるというところは社内の規定の方には記載して運用するような形になります。
2:04:49	以上です。四国電力の仲村ですけど、要は副当直長主任班長運転員、これは名前は、
2:04:58	社内規定の方には残ります。
2:05:03	はい。なんで、
2:05:07	1 不凍局長を指定した人が、これ認可もらった後以降に、あなた運転員、運転員になったよとか、
2:05:17	班長になったよとか、そんな下がるとか、職員が下がるということはいません。
2:05:23	このまま今いる人がずっと、
2:05:26	そ役割でいます。保安規定上の区分だけをですね、変えにいくと。
2:05:33	次、当直長と 12 号との当直長と、その他の運転医ですかね、1 号の運転員って書いてますが当直長とその他の運転員と。
2:05:44	いうふうな分け方になります保安規定上は、
2:05:47	ですがその他って書くんですね、これもまたやっぱりモチベーション等がありますんでね、そこはやっぱり 12 号炉のというふうな書き方、書き方にしております。以上です。
2:05:59	はい規制庁ツカベわかりました。
2:06:01	その場合、キーなんですけど先ほどの質問ともちょっと関係してしまうんですけど、今回、
2:06:09	実態は変えられないのであれば、
2:06:13	その本気形状の扱いを変えることの、そのモチベーションというか、
2:06:19	何になるんでしょうか変えなくても、変えても同じ状態になるような、
2:06:24	にも聞こえたんですか。はい、仲村です。実はですね、要は今後廃止措置計画が進んでいくとですね、要は人数が、本規定上は三名で、
2:06:38	今、各直ダム 4 名五名ぐらい、12 号いますが、それが多分だんだん減っていく、いくと思います。
2:06:46	なのでその場合、当直特徴等局長は当然保安規定上にいるんですが、どっかの時期に、市伊井副町長。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:58	市長がいなくなって、主に今日持つ主任さんとあと班長運転になるとかですね、そういう、今後を見据えてですね柔軟に、
2:07:09	社内規定の方で対応できるようにですね、保安規定の方を、今このタイミングで変えておきたいというのが趣旨でございます。以上です。
2:07:21	御説明はわかりませんがこの規定は、どのタイミングでも切り換えられるので、
2:07:29	なぜ今のタイミングだって先ほどの質問と同じになってしまうと思います。わかりました。はい。
2:07:35	1点先ほどちょっと
2:07:38	共産トレンポンのところで聞き忘れたんですけど、今、固化材と書かれているんですけど、この固化材っていうのは具体的に、
2:07:47	何を使用されるんでしょうか。
2:07:50	四国電力の小関セメントです。
2:07:56	わかりました。
2:07:58	ちょっとそれも資料にわかるようにして、
2:08:02	書いてありますか。ないようでしたら書いていただければと思います。
2:08:06	四国電力後日了解いたしました。
2:08:10	はい。と、
2:08:11	あとは、
2:08:14	あと今日千田。
2:08:16	城さん、ドレン固化処理の
2:08:19	ところで、
2:08:21	こちらは今回、人が運ぶようなことになると思うんですが、その管理区域の、
2:08:28	上の扱いとかは、
2:08:31	現状から全く変えなくてもいいということでしょうか。
2:08:39	四国電力の時、そこの扱いは特に影響ないというふうに認識の方しております。以上です。
2:08:47	はい。
2:08:48	土肥人が
2:08:49	あと、これはですね。
2:08:51	汚染の恐れなる。
2:08:54	管理区域、
2:08:57	になっているんですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:04	四国電力の大路です床の間移送時、人が通る経路が、そもそも管理区域内の移動になるんで
2:09:15	相当のところにピークに変更はないという認識でございます。以上です。
2:09:20	わかりました。そのC区域であるとか、区域であるとか、
2:09:26	そういうのも、特段扱いを変える必要はない。
2:09:31	でしょうか。
2:09:37	尾上でございます今回の運営時、人の手を介しての運用に変更に伴って、そのクイックへ前管理区域の区域の変更という観点では、変更の変更の必要はございません。以上です。
2:09:51	はい、わかりました。あと、柱の9ページ目で
2:09:58	等、
2:09:59	現職防災組織のところを今回変えられますけど、これは、
2:10:05	原災法というか、防災側の手続きは、
2:10:10	また別途、すいません私全然詳しくないんですけど、また別途される必要がある性質のものでしょうか。
2:10:21	四国電力大坪ですこちらの記載は原災法に基づく記載ではございませんで当社の方で規定しております原子力事業者防災業務計画にも、
2:10:31	記載のない事項になりますので、特段手続きは必要ないというふうに考えております以上です。
2:10:37	はい、わかりました。あと、
2:10:40	即説明資料でつけていただいていると思うんですけど、
2:10:49	許可成功。
2:10:51	の説明資料。
2:10:53	が、三条改正以降、
2:10:57	キティ本規定の変更ではつけて、
2:11:00	いただいていたような気もするんですが、この資料っていうのは、
2:11:06	本会員のものには入ってない。
2:11:10	という理解ですか。
2:11:17	四国電力大坪です。は、
2:11:22	今回12号の廃止措置計画申請に伴う変更でございますので都市
2:11:28	審査資料のTAF78-02で、廃止措置計画との反映事項の比較というところにつけさせていただきますが、
2:11:38	ちょっとこちらの資料という認識ですが、
2:11:42	違う認識相違ありませんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:45	そうですね。許可整合の説明資料って、多分出していただいていると思いますのでちょっと他の例とかも見ていただいて、
2:11:57	それほど中身を書くような性質の資料ではないですが、
2:12:02	本社もしくは他社さんの
2:12:06	もの、事例と見ていただければと思います。
2:12:15	四国電力、大坪です。
2:12:19	先行、廃止措置計画変更を出されている中部電力さんの審査資料は見 さしていただいたんですけども、そちらと同様な資料、ちょっとTSATS78 -03 は追加でつけてますけど、
2:12:35	01 と 02 を、のについては資料としては同じ記載記載ぶりは
2:12:41	異なりますが資料としては同じだと思っております。
2:12:44	以上です。はい、わかりました。で、廃止措置計画に関連する保安規 定、
2:12:50	姿勢であるのは、
2:12:52	重々理解をしているので、挨拶計画、
2:12:56	ではなくて、単純に保安規定変更申請に対して、
2:13:03	ご提出いただいている資料。
2:13:06	はい。
2:13:07	足りてますかという、
2:13:09	趣旨で言いますと、祝電オオツボです先ほど後、お話した事項は、中 部電力さんの保安規定の申請の審査資料を確認してということでの発 言でございます。以上です。
2:13:25	はい。
2:13:26	衛藤。
2:13:28	本社は、今までもいろいろ出されていると思いますので、また、他社さん と等々もいろいろやりとりをされていると思いますので、
2:13:40	ご確認をいただければと思います。
2:13:57	それで言うとうちもお願いし忘れるケースも、
2:14:01	多分パターン。
2:14:03	あるんだと思います。
2:14:15	施工電力をですね、
2:14:19	中部電力の紙資料の方、ごめんなさい選考された中部さんの資料の方 確認してしておりますがもう一度確認等はいたしたいと思います。
2:14:31	よろしくお願ひします。はい。すいませんが、よろしくお願ひいたします。
2:14:35	私から以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:38	規制庁のトガサキですけど。
2:14:42	まず、
2:14:45	先ほどちょっとこれ確認ですけど、
2:14:48	先ほどのパワポの5ページの、
2:14:51	管理区域の話なんですけど、これが普通の固体廃棄物が貯蔵されているところは汚染の恐れがないは、
2:15:01	管理区域で、処理設備とかがあるところは、汚染の恐れがある管理区域だと思っんですけど、
2:15:08	それは下変更ないっていうふうに考えていいですか。
2:15:22	四国電力の井戸でございます。汚染の汚染の恐れのあるなしの観点の区分のお話でしょうか。はい。その部分についても変更の予定はないです。はい。
2:15:36	ポイントは今まで設備で対応してたので、基本的に人が入れなくてもできたと思っんですけど、昆虫がこれから入って作業する。
2:15:50	いので、その時に汚染の恐れがあるか、可能性がありますので、そういう観点で、管理区域は、
2:15:58	もうもともとそういう管理区域として設定されてるのか。
2:16:01	どうかっていうことをちょっと聞きたいという趣旨です。
2:16:14	四国電力の井戸でございます。申し訳ありませんのため確認のうえ改めてご回答させていただきます。以上です。はい。
2:16:22	それとですね
2:16:25	これはちょっとあの文章だけなんですけど、
2:16:29	12、11ページのこの、
2:16:33	適用開始時期の考え方っていうのは、
2:16:36	ちょっと枠に書いてある書き方とちょっと違うんですけど、
2:16:42	要は
2:16:44	土木海水ポンプの工事が終わって、
2:16:49	それで運用課終了させる日で、今あと2、
2:16:54	当社が定める日っていうことなんですか。
2:17:01	中部電力、大坪です。運用を終了させる日を当社の方で定めまして、それを社内的に定めた日が適用する人。
2:17:13	ということになります。以上です。
2:17:18	で定める人は、
2:17:20	終了させる日っていうことですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:25	長電力オオツボです。麻生で終了させる日を当社の方が定めて、その定めた日から適用するということになります。わかりました。
2:17:35	はい。それとですね。
2:17:39	12 ページの変更前の運転員がバツになっていたのが、変更後は二重マルになるんですけど、
2:17:48	このバツっていうのは、この教育は、運転員にはて、
2:17:56	適用されてなかったのが、今後運転員にも適用されるっていうことですか。
2:18:04	知久全部オオツボですご認識の通りです。
2:18:07	はい。これはだからもう、
2:18:10	下の方に 3 ボールの方の、
2:18:13	あんな強いわかんって書いてあるんですけど、
2:18:17	もう運転員はもうみんな、
2:18:19	12 号炉の人も、もうこういう教育を受けるっていうことでよろしいんですか。
2:18:27	四国電力大坪です。この大枠がどうしても一つになってしまいますので今までやってた新班長がやってた教育というところで運転員もここで教育をするということに変更すること。
2:18:42	とをしております。以上です。
2:18:44	規制庁のトガサキです。枠が一つなんからしょうがなくやるのかそれとも必要だから、今までやってなかったのけど対象にするのかっていうのがちょっとわからなかったんですけど。
2:18:57	SA施行電力をです失礼しました必要になったから実施するということになります。以上です。
2:19:04	その必要性っていうのは、
2:19:07	それはどういうことなのかっていうのをちょっと教えてもらいたいですけど、その運転員の人も、その廃装置のことを知った方がいいってことなんですか。
2:19:45	四国電力大坪です。
2:19:47	もともと 12 号の運転員は必要ないというところで教育の方をしていなかったんですが、これまで主任班長の方は教育の方を受講しております、
2:20:00	今回 12 号炉の運転というところで区分を同じにして、その中から A 級の中対象者と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:10	いところの資格が必要になるというところになりますので主任班長の教育は受講すると、というような形で必要になるというふうに考えてございます。以上です。
2:20:21	規制庁の高崎です。わかりました永久のあれですね、比較が必要になるかなっていうことですね。
2:20:29	はい。それ等ですね次 14 ページでちょっと先ほども話があったんですけど、
2:20:37	まず最初の、
2:20:42	最初ちい 2 が、以降は、そういう運転操作で減少してるとか、あと非常時の措置の業務で減少してるからっていう、
2:20:53	作業量の観点から等、
2:20:58	府は、当直長は、
2:21:00	いなくてもいいって説明されてるんですけど、ちょっとわかりにくいのが
2:21:07	普通、運転時の作業ってというのは、だから、数減少してるってというのは、それは何となくわかるんですけど、非常時の業務が減少してるってというのは、
2:21:18	非常時ってのは実際にだから同時多発的に起こるわけじゃなくて、何か一つの事が起こったとしても、そのときに、必要な役割ってというのが、
2:21:30	あると思うんですけど、先ほど
2:21:35	あれですよ
2:21:39	ちょっと違うページのところで、
2:21:46	10、9 ページですねもともと。
2:21:48	この防災組織の中では、副当直長というのは、運転操作の指揮補佐って役割を持っていたと思うんですけど、その非常時に、
2:22:00	その業務が減少するってというのがちょっとよくわからなかったの、
2:22:05	そこら辺についてちょっと教えてもらえますか。
2:22:17	四国電力大坪です。
2:22:22	トガサキさんのおっしゃられることを理解はするんですが当社としましてはこの非常時の措置の操作が項目がですね減少しておりますので、
2:22:35	等をその項目が減少しているというところでも当直長の指揮のもと対応できるというふうに考えてございます。
2:22:46	規制庁のトガサキです
2:22:49	補足の 54 ページを見る等、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:54	ちょっとこれも 54 ページの表枠のところ、その業務が減少してると いうことを説明してると思うんですけど、これはあれですかその運転中 はもっといろんな事故があったのが、
2:23:06	敗訴中は、
2:23:09	集合体の中とか廃棄物処理し、施設の破損とかそういうのに
2:23:15	限定されたっていうことを言ってるんですか。
2:23:18	四国電力大坪でご認識の通りです。
2:23:21	ただそそうであったとしても、
2:23:24	その例えばどれか一つの事故が起こったとしても、
2:23:29	その対応をするっていう、
2:23:33	のは、その下、変わらないと思うんですけど。
2:23:37	それで、そういうもともとその補佐をやった副班長の役割が必要なくな ったっていうちょっと説明が、
2:23:47	ちょっと腑不足してるんじゃないかなと思うんですけど。
2:23:58	四国電力の仲村ですけど、もうちょっとここを書きますよ言いたいのは、 燃料ラックさきにも言いましたように廃止措置計画、
2:24:08	何年前か忘れましたがしたときにもこれ、他社さんみたいに、ここ変えと けばよかったんですけども、体制のところを、要は運転中であれば、 蒸気発生器の細管漏えいとか、
2:24:20	いろいろデービーの事故等ありますが、JBだけで限ってもいっぱいあり ますが、その中でも、一番人数がいるのは助教関雑賀井上ですが、
2:24:33	そういう時には人数も言ったけれども、廃措置がなればもう運転止まっ てますんで、この三つだけ、この
2:24:42	この三つについては今の
2:24:45	元の運転、
2:24:48	補佐がなくてもできますよと。
2:24:51	ということです。それについてもうちょっとここ詳しく書きます。
2:24:55	規制庁のトガサキです。そうしましたらちょっと、もともとそういう、うんて ます。特に、
2:25:03	新規制基準のもとでの運転のときに、
2:25:07	うふ当直長というのは、必要な役割を持ってたってことなんですか ね、その運転操作指揮補佐っていうのは、
2:25:17	これ新規制基準対応で追加されたんですか、それとも元から見えてこな いんナカムラですけど元からです。57 ページの 48、四、五 1748。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:30	これが運転号機で当直降灰てますよね。安定っていうこの第2の320条これが、
2:25:41	廃止措置の保安規定ですがここで、もう全く一緒なんです。
2:25:47	そうそれでこれんを、或いは新規制基準対応じゃなくてもとからこういう例えば元からこうです。うんそれでは、廃止措置になると、運転中のそういう事故みたいなのなくなるから、あれは
2:26:03	対応も、そういう方下がりなくてもできる。そう。そういうことなんですか。はい。それを廃止措置の時にやっつけばよかったですけど2号で言えば、
2:26:15	私が出来たときで2年ぐらい前に、もう変えとけばよかったですけれども、今回のタイミングでちょっと会員来ましたと。
2:26:25	というのが実情です。
2:26:27	ちょっとそこがちょっとわかるように、
2:26:31	ちょっと等工夫してもらった方がいいんじゃない。ちよつとん。素行がわかるように事故、事故ですかね、運転中の事故と違うところをちよつとわかるようにちよつと、
2:26:44	54ページをちよつと盛りつけたいと思います。はい。よろしくお願いします。
2:26:50	それ等ですね
2:26:54	MAX14ページの一番下のこのさ、先ほどのチェック体制は変わらないっておっしゃってたんですけど、この左の方を見ると、チェックの項目自体が、
2:27:06	そのチェックってなってるんで、それで、左の副当直長の職務というのは、非常に当直長の承認前にチェックするっていう、
2:27:18	だからちゃんとダブルチェックをやるっていうことを言ってたんですけど、それに対して右の方は、その話は書いてないので、そういうのわかるようにしてもらった方がいいんじゃないかと思います。
2:27:34	四国電力、大坪です。衛藤、右側の記載等もう少し充実させるようにいたします。
2:27:45	すみません。
2:27:49	すいませんちよつと今数字外してたんですけど、
2:27:52	四国電力の大坪です。大越。
2:27:56	先ほどの発電日誌等の記録のチェックのところの右側の項目の方の記載をもう少し充実させて記載するようにいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:06	はい。お願いします。それと、ちょっと 15 ページで、先ほどからちょっとこの
2:28:13	人数の関係とかちょっと僕も、なかなかちょっと理解できてなかったんですけど、この変更前のところを見ると、米印の 103 名以上となって、
2:28:25	デコミ目印の 2 で二名以上ってなってるんですけど、当直長と副当直長ってのは必ず 2 人必要で、
2:28:35	主任班長運転員の、
2:28:39	もう 2 人必要で、合計 4 人必要になったっていうふうに理解していいんですか。
2:28:47	王子四国電力の大坪です。こちらに記載しておりますのは当直長を含む 3 年以上と、2 番の方は社内規定で、主任班長運転合計で二名以上というところになりますので、
2:29:01	4 名以上というふうな形にはならないです。以上です。ただ、今までその当直長と副当直長とは別に書かれてましたよね。
2:29:17	四国電力の仲村です。鳥羽社長がおっしゃる通り 4 名以上確保してます。
2:29:24	それが社内の社内規定上のルールです、保安規定上は 3 名ですけども、
2:29:32	社外記者社内規定上は 4 名いますよと。
2:29:35	ということです。
2:29:43	ちょっと仕事なんですけど
2:29:57	あ、すみません。
2:29:59	あとガサキですけど、
2:30:03	はい、中村ですけど、決めませんでした。あと、ちょっと今席外したんで今ちょっと、はい、トガサキさんのおっしゃる通りです。岩野 4 名以上です 1 直、
2:30:14	で、その規制庁のトガサキですねそれが、今回はそのちょっと注釈が、はい。1 しかないの、はいはいでいけるってということなんですか。
2:30:26	そのそこは 3 名以上はでもそこも変わりません。4 名以上です。
2:30:32	側溝は全部もうちょっとわかるように過去書きます。
2:30:36	4 年間何ですかちょっとだから保安規定上は 3 ページですよ、下部規定で 4 以上にしてるってことなんでそういうことです。
2:30:46	わかりましたじゃセキュリティだったら、1 人、
2:30:53	体調悪くなったりしたら、もう大変なことになるんで、運用上はもうプラス 1 名でやっています。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:00	そうですか規制庁の、もう僕だから副当直長、他の運転員と一緒に入れるメリットっていうのが、1人減るっていうのがあるのかなと思ったんですけど
2:31:12	それは下に3年日があればですね多分減っていくんだと思います。
2:31:22	今のところは消しません。
2:31:26	土地の新居食うが進むにつれて多分減っていくということになります。
2:31:33	変わりました。その部分では、最低限その保安規定の3名以上は確保しますよと。
2:31:40	はい、OKです。はい。
2:31:46	はい、わかりました。あとちょっともう1点、
2:31:50	補足説明のここ令和ちょっとここ、
2:31:55	単純に、
2:31:57	今後どうすんですかって話なんですけども、34ページのところに、
2:32:04	*3で、
2:32:06	後半規定に反映予定って書いてあるんですけど、
2:32:11	これは保安規定審査の申請が出る前に廃止措置の申請が出たからこういう書き方をしてるんですか。
2:32:21	四国電力古谷です。はいその通りです。ですので今回の保安規定の申請でさっき言った人力見てっていうところで、もう反映済みというところですよ。はい。
2:32:35	規制庁の小関です。これは補正とかで、何か表現変えられるんですか。
2:32:41	すいませんこれですね左側の。
2:32:45	図はですね補足説明資料、
2:32:48	から抜いたものですので、補足説明資料の方をちょっと修正したいと思います。
2:32:55	四国電力オオツボですすいません前ページの33ページを見ていただくと参考という形で、ちょっと続きに書いてるんですけど、ちょっとわかりやすいようにすいません廃止措置の方の、
2:33:06	審査資料をちょっとここに入れさせていただいたというような形です。わかりました消費者の枠が申請書ってなってるんで、申請書に記載されてんのかなと思ったんですけど。申し訳ございません。わかりました。はい。
2:33:24	バター市からは以上です。
2:33:31	規制庁から何か他にあり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:35	規制庁ツカベすみませんちょっと1点聞き忘れてしまったんですけど、パワポの5ページ目さっきと同じところなんですが、
2:33:43	協賛ドレンと、序文。
2:33:47	199条の最初の、
2:33:49	協賛ドレン等のスポーツって何ですかと。
2:33:55	ということなんですけど。
2:34:00	四国電力のですね、この等は協賛ドレンと
2:34:06	特に定めてないその他の廃棄というような位置付けで、
2:34:12	基本的には協賛ドレンを走ると、等で協賛ドレンをさせるような条文になつてるといふものでございます。以上です。
2:34:21	はい。
2:34:22	先ほどちょっとお話の中で固化装置は非他でまた引き続き使いますと言われてたのは、
2:34:31	この299の
2:34:33	(2)で受けてるわけでは、
2:34:36	ないという理解でいいですか。
2:34:39	中国電力自立例えばでも、ちょっとここ、ちょっと文面でないんですけど、例えば(3)とかで確かDACエント実施とかのところが読み取れるところがあつたんじゃない。ちょっとここでちょっと空中戦になってしまつてあれなんすけど、他のところで国家が読めるところがあつたり、
2:34:57	ここは協賛ドレンを呼んでいるというものに、(2)では協賛ドレンを呼んでいるというものになります。以上です。はい。
2:35:05	瀬戸さん、ちょっと私も確認しますけどその固化装置というのが、ここだけしか出てこないと。
2:35:11	消しちゃいけないなというのが気になったので聞きます。あと1点今回これ、12号の、
2:35:19	保安規定になると思うんですが、
2:35:22	先ほどちょっと
2:35:25	オシャカが空室2号にやればいいんじゃないですかということ聞いてしまったんですが、
2:35:33	ひょっとして、2号側には、同じようなす施設設備は、
2:35:40	なくて、全部ここでやるということでしょうか。
2:35:45	四国電力小島、その廃液の入つての種類によって処理する設備が決まつてますこれ12号共用のセメント固化設備というもので長さんどれも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:57	注意しております他にも濃縮廃液とかあって、その濃縮廃液については1号給で2号に設置してある。
2:36:06	集まるところが当地で処理するような運用となっております。以上です。
2:36:13	それでは、2号のその放射化除染の状況とか、大阪の状況とかを見る際も、
2:36:23	放射化
2:36:25	本社科学室。
2:36:27	というのは、
2:36:28	今ある1号側で同じ形で、今後も使われていって、廃液も側溝で出ますという理解でよろしいですか。
2:36:41	当然、ちょっと聞き逃しもう一度答弁質問いただいてよろしいでしょうか申し訳ございません。先ほど、もともとはその1号の、
2:36:50	の汚染状況等を、
2:36:53	の放射化学的に見るために、
2:36:55	使っていますという話があったかと思うんですが、
2:37:01	2号の分についても、
2:37:03	この1号側に持って、1号側のこの校舎科学室、
2:37:09	に持っていって、そこで分析をされる。
2:37:13	今後もそこで分析をされるという理解でよろしいですか。
2:37:17	四国で実は、先ほどちょっと私の回答がちょっとずれておましてこの放射確率というのが1号共用で1、1号側にあるというものでございます。なんで
2:37:30	今後行います汚染状況様1号2号、1号を実施して1の事も実施しておりますがそれぞれで発生した強酸通りについては放射化学室の方から発生しまして
2:37:42	協賛ドレンタンクに貯蔵されて、
2:37:44	処理の方行われるというものになります以上です。
2:37:49	はい。
2:37:51	わかりません。それ以外の方法はないんですよその人力に。
2:37:58	比較的、短期間で終わる。
2:38:01	話かなとも思ったんですが、
2:38:05	放射化学室を使うような作業っていうのは、
2:38:09	今後も、
2:38:10	本続くと思えばいいんですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:15	四国電力の中発生量等は少なくなるというふうにはちょっと推測されるのですが使用の方は今のところ続くというふうに想定されますのでその合理的な方法ということで人力というところで
2:38:29	今後運用するような方向でちょっと検討を進めております。以上です。
2:38:36	はい、わかりました。
2:38:37	以上です。
2:38:44	規制庁能登トガサキです。ちょっと。確か、
2:38:51	廃止措置の方で、何か、移送容器みたいなのを、
2:38:57	性能維持施設に加えるっていうのがあったとも思うんですけど、それは、神敷で移動するんですか。
2:39:13	今回の性能維持施設の追加で、
2:39:17	ちょっと名前忘れたんですけど、何か移送容器みたいなのが今までは入ってなくて、
2:39:23	追加するっていう変更があったと思うんですけど。
2:39:28	その容器は人力で移動するんですか。
2:39:33	四国電力のコニシ説へと別途申請をしておりました樹脂の移送容器は、あれはもっとすごい大きな設備であって車両ですね。
2:39:45	くみ出すようなものでこちらの方はですね
2:39:49	手で下げるような小さなものを、病気になるのでちょっと扱いがちょっと全く違います。よろしくお願いします。規制庁のトガサキです。それで、今回みたいに何か人力で何か運ぶみたいな初めてのになるんですか。
2:40:08	四国電力の知久とですね保安規定の方の資料 2-1 の 5 ページ目の、
2:40:16	方の
2:40:18	安全性への影響についても下のポツの方で記載の方さしていただきますが当社内におきまして
2:40:25	その展開開放点検機等について要はタンクの底部にポンプで吸い上げきれずにタンクの底部にそういう座残水とかあります
2:40:35	そういう玉タンクの規定に、いざ男性とか、そのような運用については行った実績があるというものの実績があります。以上です。
2:40:46	規制庁の高杉です。それは何か一時的な作業だと思うんですけど、それは保安規定上、7 度の規定に基づいてやられてるんですか。
2:41:12	四国電力大江書記能力のうち、すいません、これもちょっと具体的な記載がなくてちょっと空中になってしまうんですけど、
2:41:21	本店の 299 条の(6)のところでのその他の雑固体廃棄物はドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:32	土地が措置を講じるみたいな文章がございますそのところで
2:41:39	読んで実施してきたというふうになってございます。以上です。
2:41:43	規制庁のトガサキです。わかりました。そうするとそのなんか一時的にやるものは添層厚で読んで、
2:41:51	何か定常的に1が今後やるものは、今回みたいに、
2:41:55	ちゃんと設備とか、廃液の種類とか、人力だっというのを追加するって いう考えっていいことよろしいですか。
2:42:08	グループの結果と今後は協賛ドレンの処理については人力でずっと行 っていくというところでもこの(2)の協賛ドレンは、のところで引きで、
2:42:19	固型化というところに反映することとしております。以上です。
2:42:25	突破とりあえず考え方はわかりました。はい。以上です。
2:42:40	はい。他に規制庁からコメント等は、
2:42:51	はい。それでは、四国電力の方からまた追加で何かありますか。
2:43:00	四国電力の古谷でございますこちらから追加でご質問等はございませ ん今日いただいたコメント等を踏まえて修正、
2:43:11	の等の対応をしたいと思います以上です。
2:43:14	はい。ありがとうございます。それでは本日のヒアリング終了させていた だきます。ありがとうございました。
2:43:20	ありがとうございます。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。